| 大阪 資料1 - 1 | 合物

大阪府環境審議会 揮発性有機化 合物・化学物質対策部会(第5回) 平 成 1 8 年 9 月 1 日

府条例において適正管理の対象とする化学物質(案)について

1 化学物質の適正管理のための制度の現状

(1) 適正管理のための法制度とその目的

事業者による化学物質の適正管理の促進に関する法律及び条例は、以下のとおりである。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律 (平成11年法律第86号)(以下「化管法」という。)

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)(以下「大防法」という。)

大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)(以下「府条例」という。)

各々の法制度における目的は、

事業者における化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障 を未然に防止すること(化管法)

揮発性有機化合物の排出の規制と事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排 出及び飛散の抑制のための取組とを適正に組み合わせて、効果的な揮発性有機化 合物の排出の抑制及び飛散の抑制を図ること(大防法)

化学物質の大気中への排出を抑制すること(府条例)

となっている。

目的を比較すると、化管法が化学物質の様々な環境中への排出の抑制を目的としているのに対し、大防法は対象物質を揮発性有機化合物に限定し、府条例は排出の抑制の対象とする環境要素を大気に限定しており、事業者による化学物質の適正管理の促進による環境汚染の防止を目的としている点は共通しているが、その細部は若干異なっている。

参考

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律 (平成 11年法律第86号)

(目的)

第1条 この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者によ

る化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

(施策等の実施の指針)

第17条の2 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この章に規定する揮発性有機化合物の排出の規制と事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組とを適正に組み合わせて、効果的な揮発性有機化合物の排出の抑制及び飛散の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)

(化学物質の適正管理)

- 第40条 <u>知事は、</u>人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質を指定し、その<u>大気中への排出を抑制するための適正な管理に関す指</u>針を定めるものとする。
- 2 前項の化学物質を製造し、又は使用する事業者は、大気中への排出を抑制する ため、前項の指針に基づき、これを適正に管理しなければならない。

(2) 適正管理の対象化学物質

化管法では、次の から までのいずれかに該当する化学物質を、適正管理の対象 としている。

当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。(化管法第2条第2項第1号)

当該化学物質が前項に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による 化学的変化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。(化 管法第2条第2項第2号)

当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。

これらに該当する化学物質のうち、その物理化学的性状やその製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質(化管法第2条第2項)を「第一種指定化学物質」に指定し、排出量及び移動量の報告の対象とするとともに、当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS)の提供を義務付けている。

また、今後、製造量、輸入量又は使用量が増加し、相当広範な地域の環境において 当該化学物質が継続して存することとなることが認められる化学物質(化管法第2条 第3項)を「第二種指定化学物質」に指定し、当該化学物質の性状及び取扱いに関す る情報(MSDS)の提供を義務付けている。

なお、現在、第一種指定化学物質としては354物質(化管法施行令別表第1)が、

第二種指定化学物質としては81物質(化管法施行令別表第2)が、それぞれ指定されている。

大防法では、揮発性有機化合物を事業者が自主的に行う排出及び飛散の防止のための取組の対象としている。

揮発性有機化合物は、沸点が 150 以上の有機化合物(府条例)や 293.15 K における蒸気圧が 0.01 KPa 以上である有機化合物(EU)と定義される場合もあるが、大防法では、物理的に明確な定義を与えず、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定めるものを除く。)(大防法第 2 条第 4 項)と定義している。

日本国内で使用されている揮発性有機化合物は、揮発性有機化合物である化学物質 の混合物であるソルベントナフサ等の石油系溶剤を含め、約200物質であると言わ れている。

なお、環境省は、揮発性有機化合物に該当する化学物質のリストとして、年間使用量が上位である100物質のリストを、表1のとおり公表している。

府条例では、呼吸器官への作用に伴う人の健康への影響や悪臭、粉じん、爆発等の生活環境への影響に着目し、大気への排出を抑制する対象物質を定めることとし、大阪府化学物質適正管理指針(平成7年5月1日施行)(以下「現管理指針」という。)で、管理物質123物質を定めている。

なお、管理物質は、表2に示すとおりである。

化管法、大防法及び府条例において適正管理の対象とする化学物質は、各々の法制度の目的が異なることもあり、それぞれの関係は以下のとおり非常に複雑なものとなっている。

- すべての化学物質を包含している法制度はない。
- ・ 3 つの法制度のすべてで対象となっている化学物質も多い一方で、2 つの法制度に対象となっている化学物質や1 つの法制度のみで対象となっている化学物質も多い。
- 複数の物質が、ある法制度では一物質として扱っている場合がある。

各法制度において適正管理の対象となっている化学物質の関係を図示すると、図 1 に示すとおりとなる。

表1 揮発性有機化合物(VOC)に該当する主な物質

別紙1

揮発性有機化合物(VOС)に該当する主な物質

	物 質 名	,	物質名
1	トルエン	51	イソホロン
	キシレン	52	シクロヘキサノン
_	1,3,5-トリメチルベンゼン	53	エタノール
4	酢酸エチル	54	メチルシクロペンタン
	デカン	55	酢酸ビニル
	メタノール	56	3-メチルヘキサン
	ジクロロメタン		2,3-ジメチルブタン
	メチルエチルケトン	58	2,2-ジメチルブタン
	n-ブタン	59	メチルシクロヘキサン
	イソブタン	60	イソプロピルセロソルブ
	トリクロロエチレン	61	1,2-ジクロロエタン
	イソプロピルアルコール	62	塩化ビニル
13	酢酸ブチル	63	テトラフルオロエチレン
_	アセトン	64	エチルベンゼン
	メチルイソブチルケトン	65	クメン
	ブチルセロソルブ	66	クロロエタン
	n-ヘキサン	67	トリクロロエタン
18	n-ブタノール	68	アクリロニトリル
19	n - ペンタン	69	テトラヒドロフラン
20	cis-2-ブテン	70	エチレングリコールモノメチルエーテル
21	イソブタノール	71	n-プロピルブロマイド
22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	72	メタクリル酸メチル
23	テトラクロロエチレン	73	1,3- ブタジエン
24	シクロヘキサン	74	1,1-ジクロロエチレン
25	酢酸プロピル	75	2,4-ジメチルペンタン
26	trans-2-ブテン	76	酸化プロピレン
27	エチルセロソルブ	77	クロロホルム
28	ウンデカン	78	臭化メチル
29	ノナン	79	ジペンテン
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	80	1-ヘプテン
31	2-メチルペンタン	81	1,4-ジオキサン
32	エチレングリコール	82	アセトニトリル
33	2-メチル-2-ブテン	83	塩化アリル
34	エチルシクロヘキサン	84	アクリル酸
	テトラリン	85	イソプレン
36	メチルアミルケトン	86	アセトアルデヒド
37	メチルn-ブチルケトン	87	1,2-ジクロロプロパン
	クロロメタン	88	メチルセロソルプアセテート
	ベンジルアルコール	89	エチレンオキシド
	シクロペンタノン	90	o-ジクロロベンゼン
	2-メチル-1-ブテン	91	クロロベンゼン
	n-ヘプタン	92	ギ酸メチル
	ビシクロヘキシル	93	トリエチルアミン
	N,N-ジメチルホルムアミド	94	3-メチルヘプタン
	trans-2-ペンテン	95	フェノール
	cis-2-ペンテン	96	ナフタレン
	スチレン	97	アクリル酸メチル
	N-メチル-2-ピロリドン	98	シクロヘキシルアミン
	エチルセロソルブアセテート	99	ホルムアルデヒド
50	ベンゼン 注1:本表は平成12年度における排出量推計結果	100	エピクロロヒドリン

注1:本表は平成12年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列した。

注2:物質名には通称を含む。

表2 大阪府化学物質適正管理指針(平成7年5月1日施行)の管理物質の一覧表

番号 管理物質名	別名(または例)	番号	管理物質名	別名(または例)	番号管理物質名	別名(または例)
1 亜鉛及びその化合物	(例)塩化亜鉛、酸化亜鉛	42	<u> </u>	エタン酸、氷酢酸	83 トルエン	トルオール
2 アクリルアミド	アクリル酸アミド、2 - プロペンアミド		酢酸エステル類	(例)酢酸エチル、酢酸ブチル	84 ナフタレン	ナフタリン
3 アクリル酸	ビニルギ酸、2 - プロペン酸		酢酸ビニル	酢酸ビニルモノマー、ビニルアセテート	85 -ナフチルアミン	1 - ナフチルアミン
4 アクリル酸エステル類	(例)アクリル酸エチル、アクリル酸ブチル		三塩化リン		86 ニッケル	
5 アクリロニトリル	シアノエチレン、シアン化ビニル		酸化エチレン	エチレンオキサイド、エポキシエタン	87 ニトロアニリン	
6 アセトアルデヒド	エタナール、エチルアルデヒド		酸化プロピレン	1,2-エポキシプロパン、プロピレンオキサイド	88 N-ニトロソシ フェニルアミン	ジフェニルニトロサミン
7 アセトン	- ケトプロパン、ジメチルケトン		シアン化水素及びシアン化物	(例)シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム	89 ニトロトルエン	
8 2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	ABN, AIBN		四塩化炭素	テトラクロロメタン、パークロロメタン	90 ニトロベンゼン	ミルバン油
9 アニリン	アミノフェン、アミノベンゼン	50	シクロヘキサノン	アノン、ケトヘキサメチレン	91 二硫化炭素	
10 3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	ATA	51	シクロヘキサン	ヘキサナフテン、ヘキサヒドロベンゼン	92 2 - ヒドロキシナフタレン	- ナフトール、2 - ナフトール
11 アミノピリジン	(例)2-アミノピリジン、3-アミノピリジン		ジアニシジン	3,3 - ジメトキシベンジジン	93 ピリジン	
12 アリルアルコール	ビニルカルビノール	53	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-ジアミノジフェニルオキサイド	94 フェニレンジアミン	ジアミノベンゼン、アミノアニリン
13 アントラセン		54	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	4,4'-メチレンシ アニリン	95 フェノール	石炭酸
14 アンモニア			ジアミノトルエン	2,4-ジアミノトルエン	96 フタル酸エステル類	(例)フタル酸ジアリル、フタル酸ジイソデシル
15 エタノールアミン	2 - アミノエタノール、モノエタノールアミン	56	ジェチレントリアミン	DETA	97 フッ化水素	無水フッ酸
16 エチレングリコール	1,2-エタンジオール、グリコール	57	1,4-ジオキサン	1,4-ジエチレンジオキサイド、ジオキサン	98 フッ素	
17 エチレング リコールモノエチルエーテル	エチルセロソルブ	58	1,2-ジクロロエタン	EDC、エチレンジクロライド	99 フルフリルアルコール	2 - ヒドロキシメチルフラン
18 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	エチルセロソルブアセテート	59	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン、VDC	100 1,3-ブタジエン	ジビニル、ビビニル、ビニルエチレン
19 エチレング リコールモノフ チルエーテル	ブチルセロソロブ、2 - ブトキシエタノール		1,2-ジクロロプロパン	二塩化プロピレン	101 1 - ブタノール	n - ブタノール、n - ブチルアルコール
20 エチレング リコールモノメチルエーテル	メチルセロソロブ、2 - メトキシエタノール	61	1,3-ジクロロプロペン	1,3-ジクロロ-1-プロペン	102 2 - ブタノン	メチルエチルケトン、MEK
21 エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	メチルセロソロブアセテート	62	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-ジクロロ-1,1'-ビヘニル-4,4'-ジアミン	103 2 - プロパノール	イソプロピルアルコール、イソプロパノール、IPA
22 エチレンジアミン	1,2-エタンジアミン、1,2-ジアミノエタン	63	ジクロロベンゼン		104 ヘキサン	n - ヘキサン
23 塩化アリル	アリルクロライド、クロロアリレン		ジニトロトルエン	(例)2,4-ジニトロトルエン	105 ベンゾトリクロライド	トリクロロフェニルメタン、フェニルクロロホルム
24 塩化アンモニウム	塩安	65	ジニトロナフタレン	(例)1,5-ジニトロナフタレン	106 ほう素及びその化合物	(例)ほう砂、ほう酸
25 塩化水素	無水塩酸	66	2,4-ジニトロフェノール	- ジニトロフェノール	107 メタクリル酸	2-メチルプロペン酸
26 塩化パラフィン	クロロパラフィン	67	ジフェニルアミン	N - フェニルアニリン	108 メタクリル酸エステル類	(例)メタクリル酸エチル、メタクリル酸メチル
27 塩化ベンジル	ベンジルクロライド	68	2,4-ジメチルアニリン	2,4-キシリジン	109 メチルアルコール	メタノール、木精
28 塩化メチル	クロロメタン、メチルクロライド	69	N,N-ジメチルアニリン	N, N - ジメチルベンゼンアミン	110 メチルクロロメチルエーテル	クロロジメチルエーテル
29 塩化メチレン	ジクロロメタン、二塩化メチレン		N,N-シ [゙] メチルホルムアミト [゙]	ホルミルジメチルアミン、DMF、DMFA	111 メチルヒドラジン	モノメチルヒドラジン、MMH
30 2 - オクタノール	sec-カプリルアルコール		スチレン	スチレンモノマー、ビニルベンゼン	112 4-メチル-2-ペンタノン	メチルイソブチルケトン、MIBK
31 カルバミド酸エチル	アミノギ酸エチル、ウレタン	72	セレン及びその化合物	(例)セレン化水素	113 4,4'-メチレンビス (2-クロロアニリン)	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、MOCA
32 キシレン	キシロール、ジメチルベンゼン	73	チオセミカルバジド	ヒドラジンカルボチオアミド	114 モノクロロ酢酸	クロロ酢酸、クロロエタン酸、MCA
33 蟻酸	カルボキシ水素酸	74	窒素酸化物(硝酸含む)	(例)亜酸化窒素、一酸化窒素	115 モノクロロベンゼン	クロロベンゼン、塩化フェニル
34 クレゾール	ヒドロキシトルエン、メチルフェノール		テトラクロロエチレン	パークレン、パークロロエチレン	116 硫化水素	
35 クロトンアルデヒド	クロトニックアルデヒド		2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアシ`ン	メラミン	117 硫酸	緑バン油
36 クロム及びその化合物(6価クロム化合物を除く。)	(例)塩化クロム、酸化クロム		トリエタノールアミン	TEA	118 硫酸ジエチル	ジエチル硫酸
37 クロロアニリン	クロロアミノベンゼン、ムロロベンゼンアミン	78	1,1,1-トリクロロエタン	メチルクロロホルム	119 硫酸ジメチル	ジメチル硫酸
38 1-クロロ-2,3-エポキシプロパン	エピクロロヒドリン	79	トリクロロエチレン	トリクレン、三塩化エチレン	120 リン酸、リン酸化物及び水素化物	(例)亜リン酸、次亜リン酸、無水リン酸
39 2-クロロ-1,3-ブタジエン	クロロプレン		3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン	イソホロン	121 リン酸ジブチル	ジプチルホスフェート、DBP
40 クロロホルム	トリクロロメタン		トリレンジイソシアネート	TDI	122 リン酸トリクレジル	トリクレジルホスフェート、TCP
41 五塩化リン	過塩化リン	82	トルイジン	メチルアニリン、メエチルベンゼンアミン	123 リン酸トリブチル	トリブチルホスフェート、TBP

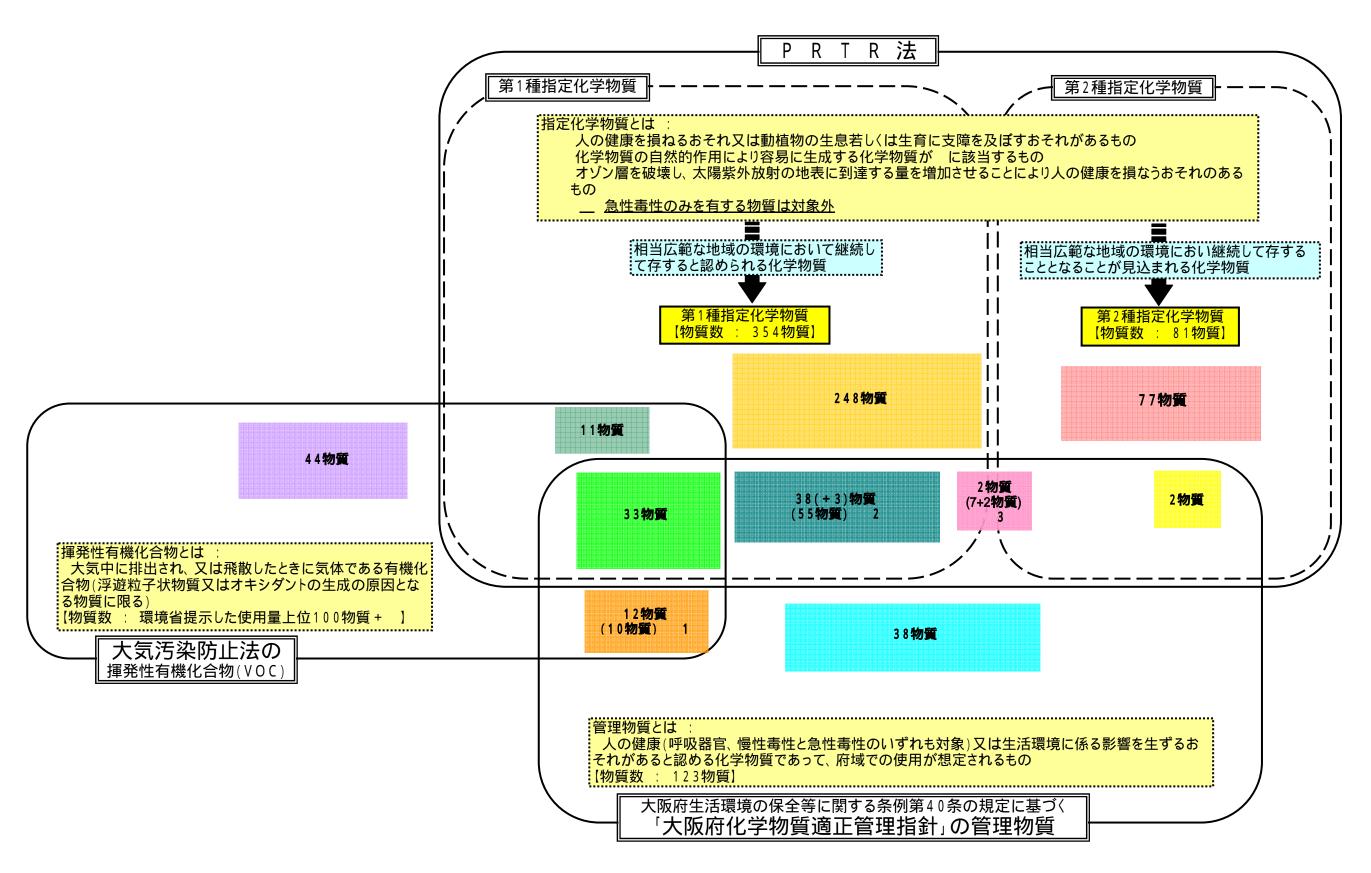


図1 PRTR法の指定化学物質(第1種·第2種)、大阪府化学物質適正管指針の管理物質及び大気汚染防止法の揮発性有機化合物(VOC)の関係

2 適正管理の対象とする化学物質の選定基準

(1) 対象とする化学物質の考え方

事業所における化学物質の環境中への排出等を抑制するための適正管理(以下「化学物質の適正管理」という。)を促進するための制度の状況は、次に示すとおりである。

- ・ 事業所における化学物質の適正管理を促進するため、既に化管法が制定されて いること
- ・ 揮発性有機化合物の大気中への排出等を抑制するため、大防法が改正され、排 出規制と揮発性有機化合物の適正管理のベストミックスにより対策を推進してい ること
- ・ 府条例では、平成6年の制定時から、事業所に対する化学物質の適正管理に関する指導を実施してきた実績があること

このような状況を踏まえ、今後、府条例で適正管理の対象とする化学物質は、以下に示す考え方により選定するのが適用である。

- ・ 対象とする化学物質は、化管法の第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質 (以下「指定化学物質」という。)を基本とする。
- 対象とする化学物質は、大汚法及び府条例のこれまでの取組みを考慮して、化管法の指定化学物質に加え、緊急事態対応及び揮発性有機化合物対策の観点から、 大防法の揮発性有機化合物及び府条例の管理物質を含めること
- なお、対象とする化学物質の区分については、化管法の区分に準じること

(2) 適正管理の対象とする化学物質の選定基準

以上の考え方を踏まえ、適正管理の対象とする化学物質の選定基準を整理すると以下のとおりとなる。今後、この基準に該当する化学物質があれば、追加することが適当である。

当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものであること。 < 有害性を有する化学物質 >

当該化学物質が に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学変化により容易に生成する化学物質が に該当するものであること。 < 有害性を有する非意図的生成物質 >

当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外線の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。 < オゾン層破壊物質 >

当該化学物質が浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となるものであること。 < VOC規制対象物質 >

当該化学物質が生活環境への影響を生じるおそれのあるものであること。

< 良好な生活環境を阻害する化学物質 >

注) 1 ~ は、化管法第2条第2項第1~3号の規定に基づき規定するも

ത

- 2 は、大防法第2条第4項(揮発性有機化合物の定義)の規定に基づき、府条例で独自に規定するもの
- 3 は、現行の府条例第40条の規定を踏まえ、府条例で独自に規定するもの

3 適正管理の対象とする化学物質等

(1) 適正管理の対象とする化学物質等

府条例において化学物質の適正管理の対象とする化学物質は、2の選定基準に基づき、以下に掲げる化学物質又は化学物質群(以下「化学物質等」という。)とすることが適当である。

注) 化学物質群とは、例えば「 及びその水溶性化合物」等のように、複数 の化学物質及びその化合物が含まれる化学物質の区分を言う。

第一種指定化学物質(2の(2)の、 又は に該当)

3 5 4 物質

化管法施行令(平成12年政令第138号)第1条(別表第1)に掲げる 化学物質等

第二種指定化学物質(2の(2)の、 又は に該当)

8 1 物質

化管法施行令(平成12年政令第138号)第2条(別表第2)に掲げる 化学物質等

大阪府が独自に定める化学物質等(2の(2)1の 、 、 又は に該当) 50物質

現管理指針の管理物質(123物質)のうち、第一種指定化学物質又は第 二種指定化学物質に指定されていないもの

123物質のうち、以下の75物質を除いた48物質

・ 第一種指定化学物質に該当 7 1 物質

・ 第二種指定化学物質に該当 2物質 計75物質

第一種と第二種にまたがって該当 2 物質

府条例における有害物質に係る規制対象物質のうち、第一種指定化学物質 又は第二種指定化学物質に指定されていないもの

塩素及び臭素の2物質が該当

揮発性有機化合物に該当する化学物質(2の(2)の に該当)

4 4 物質 +

環境省が示した揮発性有機化合物の使用量上位100物質のうち、第一種 指定化学物質又は管理物質に指定されていないもの

100物質のうち、以下の56物質を除いた44物質

第一種指定化学物質に該当

第二種指定化学物質に該当

管理物質に該当

4 4 物質 0 物質 1 2 物質

+ とは、環境省が示した揮発性有機化合物の使用量上位100物質以外で、揮発性有機化合物に該当する化学物質及び混合物(ソルベントナフサ等の石油系溶剤を含む。)を示す。

(2) 取扱量、排出量等の届出の対象とする化学物質等

化管法は、環境リスクの観点から、事業者に対して、第一種指定化学物質についてのみ排出量及び移動量の届出を求めており、第二種指定化学物質については届出を求めていない。

このため、府条例において新たに規定する化学物質の適正管理の制度においても、 化管法の枠組みを踏襲し、その対象とする化学物質等のすべてに対して排出量及び移動量を求めることとはせず、環境リスクの観点から、排出量及び移動量の把握が必要 であると認められる化学物質等に対してその届け出を求めることとするのが適当であ る。

したがって、現時点で環境中に広範囲に継続的に分布しているとは認められない第 二種指定化学物質は、府条例においても、化管法と同様に排出量及び移動量の届出を 求める必要はない。

府条例に基づく現管理指針では、すべての管理物質に対して、取扱量の届出を求めてきたが、府条例の新たな制度は環境中へ排出する化学物質等の量の抑制や環境リスクの低減を目的とすることから、取扱量に加え、排出量及び移動量の届出を事業者に対して求めることが適当である。

しかし、大阪府が独自に定める化学物質等の中には、発がん性、変異原性等を有していない化学物質であって、難分解性でなくかつ濃縮性が低い化学物質等もあり、これらについては、環境中への排出量等の長期的・継続的な把握の必要性が低く、むしる事故の未然防止や事故発生時における措置が重要であるため、排出量及び移動量の届出は求めないこととすることが適当である。

なお、大阪府が独自に定める化学物質等(揮発性有機化合物にのみ該当するため、 揮発性化合物の区分に移行する化学物質等を含む。)について、発がん性の有無、分解 性や濃縮性の程度、変異原性の有無、揮発性有機化合物への該当について評価すると、 その結果は表3に示すとおりである。

これによれば、大阪府が独自に定める化学物質等の61(現管理指針から移行する化学物質等の50を再区分)のうち、排出量及び移動量の届出の対象となる化学物質等は37、届出の対象とならない化学物質等は18、揮発性有機化合物に該当する化学物質等は6と分類された。

大防法には揮発性有機化合物の排出量及び移動量の届出の制度は設けられていないが、環境省は、事業者による自主的な適正管理の取組みによる揮発性有機化合物の総量に対して、大気への排出量の削減割合を政策目標として掲げている。

したがって、府条例においては、第一種指定化学物質又は大阪府が独自に定める化学物質等のうち揮発性有機化合物に該当する化学物質等を含め、揮発性有機化合物に関しては、その総量について排出量及び移動量の届出を求めることが適当である。

また、化管法では、化学物質等の排出量及び移動量のみの届出を求めているが、化学物質等の製造量や使用量等の取扱量が不明であるため、届出書に記載された排出量や移動量の精度の確認や適正管理の成果の評価ができないという問題点がある。

したがって、府条例においては、排出量及び移動量の届出を求める化学物質等については、これらの算定の基礎となる取扱量の届出を併せて求めるのが適当である。

以上の検討結果を整理すると、表4及び図2のとおりとなる。

表3 大阪府化学物質適正管理指針に掲げられている化学物質(第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質に該当するものを除く。)の評価

19 19 19 19 19 19 19 19	番号	ランク	物質名	物質名・細分類	C A S 番号	発がん性 (IARC)	V O C	沸点	蒸気圧	有害大気汚 染物質該当		濃縮性	備考	労働安全衛生法(MSDS対象)	毒物及び劇物取締法 (MSDS対象)
*** 「	25			-	7647-01-0	3								政令第18条の2別表第9の99	
A					7782-50-5									政令第18条の2別表第9の105	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					7726-95-6									政令第18条の2別表第9の305	法律別表第2の50
1	7	С	アセトン		67-64-1			56.5	230mmHg(25)		良	-		政令第18条の2別表第9の17	
1	13	В	アントラセン		120-12-7			342	194.4mmHg(20)		難	中			N-/
1	14	С	アンモニア		7664-41-7									政令第18条の2別表第9の39	法律別表第2004
# 1	19	C	エチレングリコールモノブチルエーテル		111-76-2	3		171	0.6mmHq/20 \		良	_		政令第18条の2別表第9の80	以マホとボホり与(アクヒニアを占む表別。占有平10%以下原へ。)
************************************								.,,	O. Chining (EC)		LX.				
1															
1								178.5	0.24mmHq(20)		良	-			
1						2 B					111	低		政令第18条の2別表第9の61	
1	33				64-18-6			100.8			良	-		政令第18条の2別表第9の133	政令第2条第22の2号(ギ酸及びこれを含有する製剤。含有率90%以下除く。)
1	35	В	クロトンアルデヒド		4170-30-3	3		104	30mmHg(20)		良	-	強度の変異原性	政令第18条の2別表第9の486	
## 1	39					2 B		59.4	219mmHg(25)						
1															
B	42	С	酢酸									-			
Table Ta											良	-			
19	43	С	酢酸エステル類											政令第18条の2別表第9の182	
10 10 10 10 10 10 10 10				酢酸プロビル				101.6	33.3mmHg(25)		良	-		Th A 60 4 0 47 0 2 50 5 70 5 70 5 70 5 70 5 70 5 70 5	
19									-						政令第1条第6の6号(三塩化燐(別名三塩化リン)及びこれを含有する製剤)
1		_				3						-			
19 1 19 19 19 19 19 19											Į.	15.			
1										-	-				
5 1 1 1 1 1 1 1 1 1	53			4 5 35-1 5-5-51 3		2 B		> 300	4.36E-6MMHg(25)	+	200			以マ第18宗の2別衣第9の208	
19 1 19 19 19 19 19 19	65	В	ジニトロナフタレン							+	規	10%			
### 1 19-00 19-0	60	٨	2.4.25マエルフーロン	1,0-ソートロノフラレン		2		214	0.422mmHg/2E \		200	ΛŒ		政会第18冬の2別表第9の136	
日本						3					雑	107	強度の支表原性		
10 10 10 10 10 10 10 10	09	ь	n,n-システルアニック		121-09-7			192	0.503iiiiing(25)		黄体	ILA	強度の支兵原任	EX 4 33 1 0 3K 03 2 334C 33 3 03 2 0 3	法律別表第1の17
情報	73	A	チオセミカルパチド		79-19-6			-	0.33mmHg(25)		離	低			政令第2条第70号(チオセミカルバジドを含有する製剤。チオセミカルバジド0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく 着味されているものを除く。)
### 2				沿 ൽ	7607-37-2									政令第18条の2別表第9の307	
### Fig. 1 1997 1				一酸化一窒素						1				政令第18条の2別表第9の54	以マポンボボ 0 3 号 (明散を日付する表別。 明散 1 0 元次 1 を日付する 600 を除
### 1002-0-0 一般収集 1952 2月										1				27 (210) 2 13 1 1 2 23 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
日代交換 1000-44-0 1000-4	74	В	窒素酸化物(硝酸を含む。)											政令第18条の2別表第9の53	
個別															
一型															
78				三酸化二窒素	10544-73-7										
80 8 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2	76	С	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン(メラミン)		108-78-1	3		昇華(250) 50.2mmHg(315)		難	低			
84 C ナプタレン	77	Α	トリエタノールアミン		102-71-6	3		335.4	3.68E-6mmHg(25)		難	低		政令第18条の2別表第9の380	
8 3 - ナフチルアミン 134-32-7 3 301 0.00398m*ig(20) 単 低 対象 17.7系列数割3第1号の2 2 2 2 2 0.1m*ig(20) 単 低 投資第13条の2 別表第5の4 2 4 2 2 2 2 0.1m*ig(20) 単 低 投資第13条の2 別表第5の4 2 4 2 2 2 2 0.1m*ig(20) 単 低 投資第13条の2 別表第5の4 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	80	В	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサン-1-オン(イソホロン)		78-59-1			215.3	0.3mmHg(20)		難	低			
18	84	С	ナフタレン		91-20-3	2 B		217.3	0.082mmHg(25)		難	低	強度の変異原性		
88 P - F - F - F - F - F - F - F - F - F -	85	В	- ナフチルアミン		134-32-7	3		301	0.00398mmHg(20)		難	低	変異原性(陽性)、染色体(陽性		
88 日				o.ことロトルエン	88_72_2	2		222	• ,		200			(・ノフテルアミン及びての塩)	
2 135-19-1 135-19-1 285 0.0032mHg(25) 良	89	В	ニトロトルエン			2						1500			
28 18-19-3 285 0.0032mmiq(25 18 18-19-3 285 0.0032mmiq(25 18 18-19-3 18-19-3 285 0.0032mmiq(25 18 18-19-3 18-19-	"	-				3									
98 8 フッ素 7782-41-4 -188.13 - 数分第1 8条の2 別義第9の4 8 5 99 8 7 ファフリアリアアレニル 98-00-0 170 0.082mHg(25) 良 - 数分第1 8条の2 別義第9の4 8 9 101 C 1-ブタノール 771-36-3 117 7.05mHg(25) 皮 ・ 数分第1 8条の2 別表第9の4 7 5 102 C 2-ブタノン 778-93-3 778-63-0 382.5 38mHg(20) 皮 ・ 数分第1 8条の2 別表第9の5 6 8 数今第1 8条の2 別表第9の5 7 8 104 C ヘキサン 110-64-3 69 152mHg(25) 皮 ・ 数今第1 8条の2 別表第9の5 8 数今第1 8条の2 別表第9の5 8 法申別表第2 の8 8 110 A メチルクロロメチルエーテル 107-30-2 1 107-30-2 1 107-30-2 1 107-30-2 1 107-30-2 1 107-30-2 1 108-2 2 2 2 8 2 2 8 2 8 2 8 2 8 2 8 2 8 2 8 2	92	В	2-ヒドロキシナフタレン	"		- U						-		A (30 (2 3) (2 3) (2 3)	法律別表第2の78 政令第2条第92号 (ベタナフトール(別名2‐ナフトール)を含有する製剤。ただ
101 C -プタノール	98	В	フッ素		7782-41-4			-188.13	-					政令第18条の2別表第9の485	
103 C 2-プロパノール	99	В	フルフリルアルコール					170	0.6082mmHg(25)		良	_			
102 C 2-プロパール	101	С	1-プタノール		71-36-3			117							
104 C へキサン					78-93-3			79.6	95.5mmHg(25)					政令第18条の2別表第9の568	政令第2条第98の8号(別名MEK)
109 C メチルアルコール 67-56-1 64.7 126mmlq(25) 良 - 放令第 1 8条の 2 別表第 9 の 5 5 8 法律別表第 2 の 8 3 110 A メチルクロロメチルエーテル 107-30-2 1 59.2 189.75mmlq(20) (優先) 良 - 放令第 1 8条の 2 別表第 9 の 5 5 8 法律別表第 2 の 8 3 110 A メチルクロロメチルエーテル 107-30-2 1 108-10-1 117 16mmlq(20) 良 - 放令第 1 8条の 2 別表第 9 の 5 6 7 放令第 1 8条の 2 別表第 9 の 6 0 7 放令第 1 8条の 2 別表第 9 の 6 0 7 は 1						3						-			
10 A メチルクロロメチルエーテル															
112 C 4-メチル-2-ベンタノン 108-10-1 117 16mmHg(20) 良 - 数令第18条の2別表第9の567 116 C 硫化水素 7783-06-4 数令第18条の2別表第9の607 数令第18条の2別表第9の607 数令第18条の2別表第9の607 数令第18条の2別表第9の61 数令第18条の2別表第9の61 数令第2条第104号(硫酸を含む製剤。含有率10%以下除く。)		_										-			
116 C 硫化水素 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 1783-06-4 188						1				(優先)		-	染色体(陽性)		
117 B 硫酸 7664-93-9								117	16mmHg(20)		良	-			
118 A 確設ジェチル 64-67-5 2 A 208 0.15mmHg(20) 良 - 強度の変異原性 政令第18条の2別表第9の613 119 A 確談ジェチル 77-78-1 2 A 188 0.49mmHg 政令第18条の2別表第9の614 法律別表第2の47 120 B リン酸、リン酸、リン酸、リン酸、リン酸、リン酸・リン酸・リン酸 7664-38-2										1	1				计体则主等 2 0 0 0
118 A 硫酸ジエチル 64-67-5 2 A 208 0.15mmHg(20) 良 - 強度の変異原性 政令第18条の2別表第9の613 119 A 硫酸ジメチル 77-78-1 2 A 188 0.49mmHg 強度の変異原性 政令第18条の2別表第9の614 法律別表第2の47 120 B リン酸、リン酸、リン酸、リン酸、リン酸・リン酸 7664-38-2	117	В	硫酸	1	7664-93-9							1		政令第18条の2別表第9の611	広年別衣年 2 以 8 9 内今第 2 条第 1 0 4 号(硫酸を含む制剤 今右索 1 0 % 以 下陸 く)
119 A 強酸ジメチル 次令第18条の2別表第9の614 120 B リン酸、リン酸化物及び水素化物 リン酸 7664-38-2	118	Α	硫酸ジエチル			2 A		208	0.15mmHa(20)		良	-	強度の変異原性	政令第18条の2別表第9の613	アン・スクト クェコ (WERCE O 名内)。日日十 「 0 /0 /1 /0 / ()
120 B リン酸、リン酸化物及び水素化物 リン酸 7664-38-2 政令第18条の2別表第9の616 121 B リン酸シブチル 107-66-4 136 0.975mmHg(20) 政令第18条の2別表第9の617 122 B リン酸トリクレジル 1330-78-5 241 0.0001mmHg(20) 単 低											LX.				
121 B リン酸ジブチル 107-66-4 136 0.975mmHg(20) 葉 低 政令第18条の2別表第9の617 122 B リン酸トリクレジル 1330-78-5 241 0.0001mmHg(20)				リン酸					or rounding		1				
122 B リン酸トリクレジル 1330-78-5 241 0.0001mmHg(20)			The state of the s	80				136	0.975mmHa(20)		離	低			
「供表】 1 「発がん性(JADC)、欄は JADC(世界书)が研究機関)に上げ、次のとおり公籍されていることを示す															

〔参考〕VOCの定義 : 沸点が150 以下 条例 、 293.15Kで蒸気圧が0.01KPa(=760mmHg*0.01/101.3=0.0750mmHg)以上 EU

[[]備考] 1 「発がん性(IARC)」欄は、IARC(世界ガン研究機関)により、次のとおり分類されていることを示す。
"1":グループ1 [人に対して発がん性を示す] 、"2A":グループ2 A [人に対しておそらく発がん性を示す] 、"2B":グループ2 B [人に対して発がん性を示す可能性がある] 、
"3":グループ3 [人に対する発がん性について分類できない] 、"4":グループ4 [人に対しておそらく発がん性を示さない]

2 「VOC」欄は、以下のとおりに分類されることを示す。
"":環境省の提示したVOC100種に該当 、"":沸点(条例)及び蒸気圧(EU)のいずれもでもVOCの定義に該当 、"":蒸気圧(EU)がVOCの定義に該当

3 「有害大気汚染物質該当」欄は、""が有害大気汚染物質に該当していることを、"(優先)"が有害大気汚染物質のうちの優先取組物質に該当していることを、それぞれ示す。
4 「分解性」欄は、"難"は難分解性物質に該当することを、"良"は良分解性物質に該当することを、それぞれ示す。
5 「濃縮性」欄は、"中"は中濃縮性の化学物質であることを、"低"は低濃縮性の化学物質であることを、それぞれ示す。

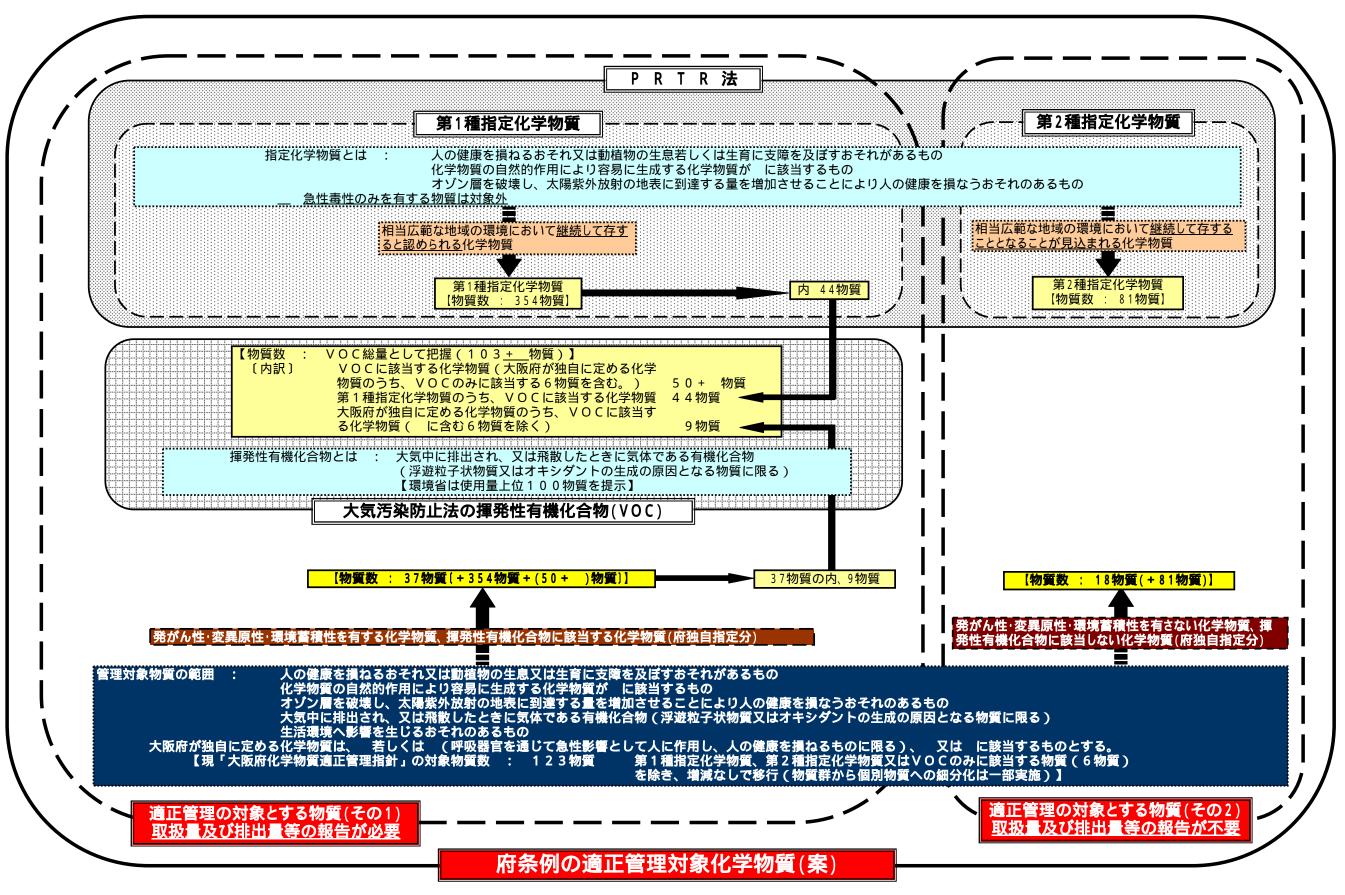


図2 PRTR法の指定化学物質(第1種·第2種)、府条例の適正管理対象化学物質(案)及び大気汚染防止法の揮発性有機化合物(VOC)の関係(条例改正後)

表4 適正管理の対象とする化学物質等の区分 (取扱量、排出量の届出対象又は対象外による区分)

) + - (4 TB - 1 4 5 1 - 1 5 1 - 1 5 1 1 1 1 1 1 1	\+
適正管理の対象とする物質(その1)	適正管理の対象とする物質(その2)
取扱量及び排出量等の <u>届出の対象とする</u>	取扱量及び排出量等の <u>届出の対象としな</u>
化学物質等	<u>い</u> 化学物質等
取扱量及び排出量等を <u>物質毎に把握</u> す	
るもの	第 2 種指定化学物質
第 1 種指定化学物質	8 1 物質
3 5 4 物質	大阪府が独自に定める化学物質等
大阪府が独自に定める化学物質等(揮	1 8 物質 ^{3)}
発性有機化合物のみに該当する6物質	
²⁾ を除く。)	
3 7 物質 ³⁾	
小計 391物質	
取扱量及び排出量等を <u>その総量で把握</u>	
もの	
揮発性有機化合物に該当する化学物質	
等(第1種指定化学物質及び大阪府が	
独自に定める化学物質等(揮発性有機	
化合物のみに該当する6物質 ²⁾ を除	
く。) に該当するものを除く。)	
5 0 物質_+	
第 1 種指定化学物質のうち、環境省	
の提示した揮発性有機化合物の使用	
量上位100物質に該当する化学物	
質等 44物質	
大阪府が独自に定める化学物質(揮	
発性有機化合物のみに該当する6物	
質 ²⁾ を除く。)のうち、環境省の提示	
したVOC100種に該当する化学	
物質等	
9 物質	
小計 103物質+	
合計 441物質+	合計 99物質
(重複して計上されることと	
なるの53物質を除く。)	

- 注) 1 大阪府が独自に定める化学物質等の個々の分類結果は、表3に示す。
 - 2 大阪府が独自に定める化学物質等のうち、VOCに該当する6物質とは、 アセトン、2-オクタノール、酢酸、酢酸エチル、酢酸プロピル及び2-プロパノールの6物質である。

なお、このうちのアセトン、酢酸エチル及び酢酸プロピルの3物質は、環境省の提示した揮発性有機化合物の使用量上位100物質に該当する化学物質等である。

3 大阪府が独自に定める化学物質等は、3の(1)の では50物質とされているが、現在化学物質群で指定されている「酢酸エステル類」は「酢酸エチル」等の3物質として、「ジニトロナフタレン」は「1,5-ジニトロナフタレン」等の2物質として、「ニトロトルエン」は「o-ニトロトルエン」等の3物質として、「窒素酸化物」は「硝酸」等の7物質として指定するため、合計で61物質となる。

なお、「リン酸、リン酸化物及び水素化物」については、リン酸の1物質としてカウントしている。

(3) 化学物質等の特定方法

化学物質等を特定するためには、米国化学会の1部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)が管理・運営する化学物質登録サービスから付与された化学物質に固有の数値識別番号(CAS番号)の使用が効果的であることから、複数の化学物質で構成する化学物質群として指定する場合を除き、適正管理の対象とする化学物質等を明示する際には、CAS番号を付記することが必要である。

また、化学物質群にあっては、これに含まれる化学物質を、可能な範囲で特定するとともに、特定された化学物質についてはCAS番号を付記することが必要である。

(4) 適正管理の対象とする化学物質等の一覧

府条例の新たな化学物質の適正管理の制度における適正管理の対象とする化学物質等を、取扱量、排出量等の届出の対象とするものと取扱量、排出量等の届出の対象と しないものに区分して、その名称を一覧表に示すと、別表のとおりとなる。

4 課題

府条例の新たな化学物質の適正管理の制度における適正管理の対象とする化学物質等について検討を進めてきたが、当該制度を円滑に、かつ適切に運用していくためには、以下の課題に対して適切に対応していくことが望まれる。

(1) 適正管理の対象とする化学物質等の定期的な見直し

適正管理の対象とする化学物質等は、化学物質等の製造や取扱いの状況、人の健康や動植物の生息・生育への影響、物理化学的性状等に関する現時点における知見に基づき、今回選定したものである。

化学物質等の取扱量は、生産量の増減や代替物質への移行等により、将来的に変動する可能性がある。

また、人の健康や動植物の生息・生育への影響に関しては、関係各機関において知見の収集が進められており、現在の知見が見直される可能性がある。

したがって、制度の運営者は、常に最新の知見の収集に努め、例えば5年といった 一定の期間毎に、適正管理が必要な化学物質等の見直しを行う必要がある。

この場合、適正管理の対象として選定している化学物質等にあっても、新たな知見に基づき評価した場合、適正管理の対象とする必要がなくなった場合等には、適正管理の対象とする化学物質等から除外する等の対応をする必要がある。

(2) 府独自指定化学物質等の製品含有情報の入手

府条例の規定による取扱量及び排出量等の届出を円滑に運営するためには、事業者が取り扱う化学製品の中に含有されている府条例により取扱量及び排出量等の届出の対象となっている化学物質等(以下「届出対象物質」という。)の量(又は含有率)が、当該化学製品を製造、販売又は譲渡する事業者(以下「製造事業者等」という。)により提供されることが、前提条件となる。

府域で使用される化学製品は、大阪府域はもとより全国の各地の製造業者や販売業者から供給されていることから、届出対象物質を含有する化学製品を製造・販売している全国の事業者に対し、当該化学製品中に含有されている届出対象物質の正確な量(又は含有率)のデータを提供することを、実質的に求めることとなる。

このことは、各都道府県が同様に独自に条例で対象物質を定めた場合に、化学製品を製造・販売する事業者に対して、煩雑で過剰な負担を強いる結果を招くことになる恐れがある。

すなわち、製造している化学製品に含有している届出対象物質の正確な量(又は含有率)に関するデータを提供する必要のある当該製品の製造事業者等の負担を考えれば、化管法によるMSDS制度が定着している現状に鑑み、対象化学物質は可能な限

り同法に基づき全国一律であることが望ましいと考えられる。

したがって、府条例で独自に取扱量及び排出量等の届出の対象とした化学物質等については、同法の見直し時に、国に対して指定化学物質に追加するよう働きかけることが望まれる。

(3) 第一種指定化学物質以外の化学物質等に係る排出量等の算定への配慮

化学製品の中に含有されている届出対象物質の量(含有率)等のデータを、当該化学製品を購入等した事業者に提供すること(MSDS制度)を定めた法律は、化管法の他に、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)と毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)があるが、各法律は独自の目的の下に制定されているため、MSDS制度の対象となる化学物質等も当該目的に沿う形で独自の観点で選定されている。

このため、府条例で取扱量及び排出量等の届出を求める化学物質等のうちの第一種 指定化学物質以外の化学物質等の中には、別表に示すとおり、化管法、労働安全衛生 法又は毒物及び劇物取締法のいずれのMSDS制度の対象となってはいないものが、 若干見られるのが現状である。

このため、本制度を円滑に運営していくためには、いずれの法律によってもMSDS制度の対象となっていない化学物質等に関して、以下のケースを想定して、取扱量及び排出量等を算定する方法を定めておくことが必要である。

当該化学物質等の含有率が不明である場合 当該化学物質等の含有率が一定の幅をもって判明している場合 (例えば、10~20%、10%以下 等)

なお、条例中には、届出対象物質や当該物質を含有する化学製品を販売又は譲渡した事業者への含有化学物質の性状や取扱い上の注意事項等に関する情報の提供に関し、 製造事業者等に対する一般的な責務規定を置くことを予定している。

このような規定を置くことにより、府域の製造事業者等は無論のこと日本国内の製造事業者に対しても、届出対象物質のうち法のMSDS制度の対象となっていない化学物質等に関し、化学製品中の当該化学物質等の含有量(又は含有率)に関する、少なくとも上記の のレベルに相当するデータの提供への協力を求めることができるものと考える。

別表

	_
--	---

大阪府生活環境の保全等に関する条例において適正管理の対象とする化学物質(案)

1.取扱量及び排出量・移動量の把握及び届出の対象とする化学物質

	区分	物質名	VOC該当	CAS番号	現指針該当	MSDS	の義務付け	か有無
		初り	VUC IN E	CAO留写	現11回 110日	PRTR法	労安法	毒劇法
1	第一種	亜鉛の水溶性化合物	-	-	1		-	-
2		アクリルアミド	-	79-06-1	2			
3	第一種	アクリル酸	84	79-10-7	3			
4		アクリル酸エチル	-	140-88-5	4			-
5	第一種	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	-	2439-35-2	4		-	-
6	第一種	アクリル酸メチル	97	96-33-3	4			-
7	第一種	アクリロニトリル	68	107-13-1	5			
8	第一種	アクロレイン	-	107-02-8	-			
9	第一種	アジピン酸ピス(2-エチルヘキシル)	-	103-23-1	-		-	-
10	第一種	アジポニトリル	-	111-69-3	-			-
11		アセトアル <i>デ</i> ヒド	86	75-07-0	6			-
12	第一種	アセトニトリル	82	75-05-8	-			-
13	第一種	2,2 -アゾビスイソプチロニトリル	-	78-67-1	8		-	-
14	第一種	o-アニシジン	-	90-04-0	(有、粉)			-
15	第一種	アニリン	-	62-53-3	9			
16	第一種	2-アミノエタノール	-	141-43-5	15			
17	第一種	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)	-	111-40-0	56			-
18	第一種	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4- [(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル) 3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	-	120068-37-3	-		-	-
19	第一種	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	-	61-82-5	10			-
20	第一種	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸(別名グルホシネート)	-	51276-47-2	-		-	-
21	第一種	m-アミノフェノール	-	591-27-5	-		-	-
22	第一種	アリルアルコール	-	107-18-6	12			
23	第一種	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	-	106-92-3	-			-
24	第一種	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10 から14までのもの及びその混合物に限る。)	-	-	-		-	-
25	第一種	アンチモン及びその化合物	-	-	(有、粉)		-	-
26	特定	石綿	-	1332-21-4	(粉)			-
27		3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	-	4098-71-9	-			-
28	第一種	イソプレン	85	78-79-5	-			-
29	第一種	4,4 -イソプロピリデンジフェノール(別名ピスフェノールA)	-	80-05-7	-		-	-
30	第一種	│4,4 -イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮 │合物(別名ピスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	-	25068-38-6	-		-	-
31	第一種		-	4162-45-2	-		-	-
32	第一種	2-イミダソリジンチオン	-	96-45-7	-			-
33	第一種	1,1 -[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	-	13516-27-3	-		-	-

	E	14. FE		V 0 0 ++ 1/4	C + C T C	70.45AI ++ V/	MSDS	の義務付け	の有無
	区分	物質	名	VOC該当	CAS番号	現指針該当	PRTR法		毒劇法
34	第一種	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェト(別名キザロホップエチル)	ノキシ]プロピオナー	-	76578-14-8	-		-	-
35	第一種	S-エチル=2- (4-クロロ-2-メチルフェノキシ) チオアセダール又はMCPAチオエチル)	•	-	25319-90-8	-		-	-
36	第一種	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-プチルホスホ (別名プタミホス)		-	36335-67-8	-		-	-
37	第一種	O-エチル = O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオ	アート(別名EPN)	-	2104-64-5	-			
38	第一種	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(<u>別名ペンディメタリン)</u>	-	40487-42-1	-		-	-
	第一種	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルポチオア	'ート(別名モリネート)	-	2212-67-1	-		-	-
40		エチルベンゼン		64	100-41-4	-			-
41	第一種	エチレンイミン		-	151-56-4	-			-
42	特定	エチレンオキシド		89	75-21-8	46			
43		エチレングリコール		32	107-21-1	16			-
44	第一種	エチレングリコールモノエチルエーテル		27	110-80-5	17			-
45	第一種	エチレングリコールモノメチルエーテル		70	109-86-4	20			-
		エチレンジアミン		-	107-15-3	22			-
47		エチレンジアミン四酢酸		-	60-00-4	-		-	-
		N,N -エチレンピス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジ		-	12122-67-7	1		-	-
49	第一種	N,N -エチレンピス(ジチオカルパミン酸)マンガン(別	呂マンネブ)	-	12427-38-2	-		-	-
50	第一種	オルルハミノ酸) 亜鉛の錆化合物(別名マノコセノメ 6	N -エチレンピス(ジチ tマンゼブ)	-	8018-01-7	1		-	-
51	第一種	1,1 -エチレン-2,2 -ピピリジニウム=ジブロミド(別名> ジクワット)	アクアトジプロミド又は	-	85-00-7	-			
52	第一種	4 -エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)		-	62-44-2	-		-	-
53	第一種	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)	-	2593-15-9	-		-	-
54	第一種	エピクロロヒドリン		100	106-89-8	38			
55	第一種	2.3-エポキシ-1-プロパノール		-	556-52-5	-			-
56	第一種	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)		76	75-56-9	47			-
57	第一種	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル		-	122-60-1	-			-
58	第一種	1-オクタノール		-	111-87-5	-		-	-
59		p-オクチルフェノール		-	1806-26-4	-		-	-
60	特定	カドミウム及びその化合物		-	-	(有、粉)		-	-
	第一種	-カプロラクタム		-	105-60-2	-			-
62	第一種	2,6-キシレノール		-	576-26-1	-		-	-
63	第一種	キシレン		2	1330-20-7	32			
64	第一種	銀及びその水溶性化合物		-	-	-			-
		グリオキサール		-	107-22-2	-		-	-
66	第一種	グルタルアルデヒド		-	111-30-8	-			-
67	第一種	クレゾール		-	1319-77-3	34			
68	第一種	クロム及び3価クロム化合物		-	-	68		-	-
69	特定	6価クロム化合物		-	-	(有、粉)		-	-
70		クロロアセチル=クロリド		-	79-04-9	-		_	

日本 1 東		区八	Ma Sife A	VOC該当	CACZO	TE+P5T=477	MSDS	の義務付け	か有無
72 第一種 0-クロロアコン		区分	物質名	VUC該国	CAS番号	現指針該当			毒劇法
73 第一種 m-クロロアニリン - 106-47-8 37 1 4 第一種 プロロアニリン - 66 75-00-3 - 1 912-24-9 - 97-00-7 - 1 912-24-9 - 97-00-7 - 1 912-24-9 - 97-00-7				-				-	
74 第一種 プロロイタン 75 第一種 プロロインドルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アト 75 76 77 78 78 79 79 79 79 79	72			-					-
75 第一種 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3.5-トリアジン(別名アトラジン) -	73			-	106-47-8	37		-	-
19 19 19 19 19 19 19 19	74	第一種	クロロエタン	66	75-00-3	-			
10 10 10 10 10 10 10 10	75	第一種	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アト ラジン)	-	1912-24-9	-			-
特定 クロロエチレン(別名塩化ビニル) 19 19 19 19 19 19 19 1	76	第一種	2-クロロ-2 -エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6 -メチルアセトア ニリド(別名メトラクロール)	-	51218-45-2	-		-	-
79 第一程 1-((2-[2-70ロ-4-(4-70ロフェ/キシ)フェニル)-4-メチル-1,3-シフマキ ソラン-2-7ロロ-2・(8-グロニナル)メチル)-1H-1,24-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール) - 79-11-8 114 - 114 114 114 114 114 114 114 114 1	77	特定	クロロエチレン(別名塩化ピニル)	62	75-01-4	(有)			-
79 第一程 1-((2-[2-70ロ-4-(4-70ロフェ/キシ)フェニル)-4-メチル-1,3-シフマキ ソラン-2-7ロロ-2・(8-グロニナル)メチル)-1H-1,24-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール) - 79-11-8 114 - 114 114 114 114 114 114 114 114 1	78	第一種	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル) -a,a,a-トリフル オロ-2.6-ジニトロ-p-トルイジン(別名フルアジナム)	-	79622-59-6	-		-	-
80 第一種 クロロ酢酸 81 第一種 2-クロコ-2 6 -ジエチル-N- (2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール) 82 第一種 2-クロコ-2 6 -ジエチル-N- (メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール) 83 第一種 1-クロコ-2 6 -ジエチル-N- (メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール) 84 第一種 1-クロコ-2 4-ジニトロペンゼン - 97-00-7 -	79	第一種	1-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキ	-	119446-68-3	-		-	-
81 第一種 2-クロロ-2 .6 -ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プラウロ 15972-60-8	80	第一種	カロロ転載	-	79-11-8	114		-	
82 第一種 2-クロロ-2 (6 -ジエチル-N- (メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロ - 15972-60-8		第一種	2-クロロ-2 ,6 -ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プ	-				-	-
84 第一種 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b) - 75-68-3 - 75-45-6 - 88 第一種 クロロシフルオロメタン(別名HCFC-124) - 2837-88-0	82	第一種	2-クロロ-2 ,6 -ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロ	-	15972-60-8	-		-	-
84 第一種 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b) - 75-68-3 - 75-45-6 - 8 第一種 クロロシフルオロメタン(別名HCFC-124) - 2837-88-0	83	第一種	1-クロロ-2.4-ジニトロペンゼン	-	97-00-7	_		-	-
85 第一種 クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22) - 75-45-6 - 2837-89-0 - 86 第一種 2-クロロ-1,1,2-アトラフルオロエタン(別名HCFC-124) - 2837-89-0 - 87 第一種 クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133) - 1330-45-6 - 88 第一種 クロロトリフルオロエタン(別名CFC-13) - 75-72-9 - 89 第一種 0-クロロトルエン - 95-49-8	84			-		-		-	-
86 第一種 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124) - 2837-89-0	85			-		-			-
87 第一種 クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133) - 1330-45-6	86	第一種	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)	-	2837-89-0	-		1	-
88 第一種 クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13) - 75-72-9 - 95-49-8 - 95				-	1330-45-6	-		1	-
90 第一種 2-クロロ-4,6-ピス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCA T)		第一種	クロロトリフルオロメタン (別名CFC-13)	-	75-72-9	-		-	-
90 第一種 T)	89			-	95-49-8	-			-
92 第一種 4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール -1-イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール) 91 108-90-7 115 - 108-90-7	90	第一種	2-クロロ-4,6-ピス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCA T)	-	122-34-9	-		-	-
93 第一種 -1-イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール) 91 108-90-7 115 -194 第一種 クロロベンダフルオロエタン(別名CFC-115) -76-15-3 -	91	第一種	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	83	107-05-1	23			-
93 第一種 クロロベンゼン 91 108-90-7 115	92	第一種	4-クロロベンジル=N- (2,4-ジクロロフェニル)-2- (1H-1,2,4-トリアゾール -1-イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール)	-	86598-92-7	-		-	-
94 第一種 クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115) - 76-15-3 - - 95 第一種 クロロホルム 77 67-66-3 40 96 第一種 クロロメタン(別名塩化メチル) 38 74-87-3 28 97 第一種 (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA) - 94-74-6 - - 98 第一種 2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルクロール) - 96491-05-3 - - 99 第一種 五酸化パナジウム - 1314-62-1 (有、粉) 100 第一種 す酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート) 49 111-15-9 18	93	第一種	クロロベンゼン	91	108-90-7	115			-
96 第一種 クロロメタン(別名塩化メチル) 38 74-87-3 28 97 第一種 (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA) - 94-74-6 - 98 第一種 2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名 テニルクロール) - 96491-05-3 - 99 第一種 3酸化パナジウム - 1314-62-1 (有、粉) 100 第一種 コパルト及びその化合物 - - - 101 第一種 酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート) 49 111-15-9 18	94			-	76-15-3	-			-
96 第一種 クロロメタン(別名塩化メチル) 38 74-87-3 28 97 第一種 (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA) - 94-74-6 - 98 第一種 2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名 テニルクロール) - 96491-05-3 - 99 第一種 3酸化パナジウム - 1314-62-1 (有、粉) 100 第一種 コパルト及びその化合物 - - - 101 第一種 酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート) 49 111-15-9 18	95			77	67-66-3	40			
97 第一種 (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA) - 94-74-6 - - 98 第一種 2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名 テニルクロール) - 96491-05-3 - - 99 第一種 3所種 コバルト及びその化合物 - - - - - 101 第一種 酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート) 49 111-15-9 18	96			38	74-87-3	28			
98 第一種 コルクロート・(3-メトキシ-2-チエニル)・2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名 テニルクロール) - 96491-05-3 - - - 99 第一種 五酸化パナジウム - 1314-62-1 (有、粉) 100 第一種 酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート) 49 111-15-9 18	97	第一種	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)	-	94-74-6			-	-
99 第一種 五酸化パナジウム	98	第一種	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル) -2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名 テニルクロール)	-				-	-
100 第一種 コバルト及びその化合物 - - - - 101 第一種 酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート) 49 111-15-9 18			五酸化パナジウム	-	1314-62-1	(有、粉)			
	100	第一番	コパルトなパネのル合物	-	-	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		-	-
102 第一種 酢酸ビニル 55 108-05-4 44 -	101	第一種	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテ 	49	111-15-9	18			-
	102	第一種	一酢酸ピニル	55	108-05-4	44			-

	ET /\	ile 55 27	V 0 C ****	C A C == □	TELENAL ** VI	MSDS	の義務付け	か有無
	区分	物質名	VOC該当	CAS番号	現指針該当		労安法	毒劇法
103	第一種	 酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテー ト)	88	110-49-6	21			-
104		サリチルアルデヒド	-	90-02-8	-		-	-
105	第一種	a-シアノ-3-フェノキシベンジル=N- (2-クロロ-a,a,a-トリフルオロ-p-トリル) -D-パリナート(別名フルパリネート)	-	102851-06-9	-		-	-
106	第一種	a-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート (別名フェンバレレート)	-	51630-58-1	-		-	-
107	第一種	a-シアノ-3-フェノキシペンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名シペルメトリン)	-	52315-07-8	-		-	-
108	第一種	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	-	-	48		-	-
109		2-(ジエチルアミノ)エタノール	-	100-37-8	-			-
110	第一種	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルプ又はベンチオカーブ)	-	28249-77-6	-		-	-
111	第一種	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル) -1H-1,2,4-トリアゾ ール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	-	125306-83-4	-		-	-
112	第一種	四塩化炭素	-	56-23-5	49			
		1,4-ジオキサン	81	123-91-1	57			-
		シクロヘキシルアミン	98	108-91-8	-			
		N-シクロヘキシル-2-ペンゾチアゾールスルフェンアミド	-	95-33-0	-		-	-
		1,2-ジクロロエタン	61	107-06-2	58		•	-
		1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ピニリデン)	74	75-35-4	59		•	-
118	第一種	cis-1,2-ジクロロエチレン	-	156-59-2	-			-
		trans-1,2-ジクロロエチレン	-	156-60-5	-			-
120	第一種	3,3 -ジクロロ-4,4 -ジアミノジフェニルメタン	-	101-14-4	113			-
121	第一種	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	-	75-71-8	-			-
122	第一種	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド(別名プロピザ ミド)	-	23950-58-5	-		1	-
123	第一種	ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	-	-	-		-	-
124	第一種	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	-	306-83-2	-			-
125	第一種	2,2-ラウロロ-1,1,1-ドリフルオロエテフ (加名FICFIC-123) 2 ,4-ジクロロ-a,a,a-トリフルオロ-4 -ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド (別名フルスルファミド)	-	106917-52-6	-		-	
126	第一種	-4-プナルアセトノエノン(別名ペンソフェナッフ)	-	82692-44-2	-		-	-
127	第一種	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	-	3209-22-1	-		-	-
		1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	-	89-61-2	-		-	-
129	第一種	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	-	330-54-1	-			-
130	第一種	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニュロン)	-	330-55-2	-		-	-
131	第一種	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	-	94-75-7	-			-
132		1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)	-	1717-00-6	-		-	-
133	第一種	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	-	75-43-4	-			-
134	第一種	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	-	96-23-1	-		-	-
		1,2-ジクロロプロパン	87	78-87-5	60			-

	- A		V o o the NV	C 1 C TT T	TO HEAL THE VIC	MSDS	の義務付け	か有無
	区分	物質名	VOC該当	CAS番号	現指針該当	PRTR法		毒劇法
136	第一種	3 ,4 -ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又はDCPA)	-	709-98-8	-		-	-
137	第一種	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	-	542-75-6	61			-
138	第一種	3,3 -ジクロロベンジジン	-	91-94-1	62			-
139		0-ジクロロベンゼン	90	95-50-1	63			-
140	第一種	p-ジクロロペンゼン	-	106-46-7	63			-
141	第一種	ノェノン(別名にフソキシノェン)	-	71561-11-0	-		-	-
142	第一種	ノード(加口にノンレード)	-	58011-68-0	-		-	-
143		2.6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	-	1194-65-6	-		-	-
		ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)	-	-	-		-	-
145	第一種	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	7	75-09-2	29			-
	第一種	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	-	3347-22-6	-		-	-
147	第一種	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	-	50512-35-1	-			-
148	第一種	ジチオリん酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	-	17109-49-8	-		-	
149	第一種	ジチオりん酸S-2-(エチルチオ)エチル-0,0-ジメチル(別名チオメトン)	-	640-15-3	-		-	
150	第一種	ジチオりん酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スル プロホス)	-	35400-43-2	-			
151	第一種	大はシスルがトン)	-	298-04-4	-			
152	第一種	サンリール)アナル」(別名がサロン)	-	2310-17-0	-		-	
153	第一種	ジチオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホ ス)	-	34643-46-4	-		ı	-
154	第一種	イフレン)メナル・O,O・シメナル(別名メナタナオン乂はDMTP)	-	950-37-8	-		ī	
155	第一種	フソン又はマフテオン)	-	121-75-5	-			-
156	第一種	<u> </u>	-	60-51-5	-			
157		ジニトロトルエン	-	25321-14-6	64			-
		2.4-ジニトロフェノール	-	51-28-5	66		-	-
		ジフェニルアミン	-	122-39-4	67			-
		2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール N-ジブチルマミノチオ-N-メチルカルパミン酸2-3-ジヒドロ-22-ジメチル-7-ペ	-	102-81-8	-			-
161	第一種	ノソ[0]ノフニル(別名カルホスルノアン)	-	55285-14-8	-		-	
162		ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	-	-	-		-	-
		2,6-ジメチルアニリン	-	87-62-7	-			-
		3,4-ジメチルアニリン	-	95-64-7	-			-
		N,N-ジメチルチオカルパミン酸S-4-フェノキシプチル(別名フェノチオカルプ)	-	62850-32-2	-		-	-
166	第一種	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	-	1643-20-5	-		-	-

	反 八	Ada Siri		V O C ****	C A C T D	TEHSAL	MSDS	の義務付け	の有無
	区分		É	VOC該当	CAS番号	現指針該当		労安法	毒劇法
167	第一種	クスはDEP)	•	-	52-68-6	-		-	
168	第一種	1,1 -ジメチル-4,4 -ビビリジニウム塩(次号に掲げるものを	·除〈。)	-	4685-14-7	-			-
169	第一種	1,1 -ジメチル-4,4 -ビビリジニウム=ジクロリド(別名パラコ トジクロリド)	ート又はパラコー	-	1910-42-5	-		ı	-
170	第一種	N- (1,2-ジメチルプロピル) -N-エチルチオカルパミン酸S-ベ プロカルブ)	ンジル(別名エス	-	85785-20-2	-		-	-
171		3,3 -ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)		-	119-93-7	-			-
172	第一種	N,N-ジメチルホルムアミド		44	68-12-2	70			-
173	第一種	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エ エート又はPAP)	チル(別名フェント	-	2597-03-7	-		1	
174	第一種	3,5-ジョード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイ	オキシニル)	-	3861-47-0	-		-	-
		水銀及びその化合物		-	-	(有、粉)		-	-
176	第一種	有機スズ化合物		-	-	-		-	-
177	第一種	スチレン		47	100-42-5	71			-
		セレン及びその化合物		-	-	72		-	-
179		ダイオキシン類	/ Park Arm	-	-	-		-	-
180		2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジ	ソ(別名ダソメット)	-	533-74-4	-		-	
181		チオ尿素		-	62-56-6	-			-
182	第一種	チオフェノール		-	108-98-5	-			
183	第一種	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチノ 名ピラクロホス)	•	-	77458-01-6	-		-	-
184	第一種	チオりん酸O-4-シアノフェニル-0,O-ジメチル(別名シアノオ	ス又はCYAP)	-	2636-26-2	-		-	-
185	第一種	名ダイアンノン)	, ,,,,,,	-	333-41-5	-			
186	第一種	チオリん酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジ ニル)(別名ピリダフェンチオン)	ヒドロ-3-ピリダジ	-	119-12-0	-			-
187	第一種	チオりん酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナル	·ホス)	-	13593-03-8	-		-	
188	第一種	チオリん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) ホス)	(別名クロルピリ	-	2921-88-2	-			
189	第一種	チオリん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリ サチオン)	ル) (別名イソキ	-	18854-01-8	-		-	
190	第一種	チオリん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクスはECP)	プロフェンチオン	-	97-17-6	-		-	
191	第一種	チオリん酸O,O-ジメチル-S-{2-[1-(N-メチルカルパモイル チル}(別名パミドチオン)	・)エチルチオ]エ	-	2275-23-2	-		-	
192	第一種	チオリん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(オン又はMEP)	別名フェニトロチ	-	122-14-5	-			-
193	第一種	エナリル 砂り ウンスエリーウィップエリー オフェーエー	ル) (別名フェンチ	-	55-38-9	-			
194	第一種	チオリん酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-O,O-ジメチル(別メチル)	名クロルビリホス	-	5598-13-0	-		-	-

	区分	Adm Sift 42	VOC該当	CAC至口	TE+EQL÷# 14	MSDS	の義務付け	か有無
	区万	物質名	VUC IN E	CAS番号	現指針該当	PRTR法		毒劇法
195	第一種	チオりん酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェ ノホス)	-	41198-08-7	-		ı	-
196		チオリん酸S-ペンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロペンホス又はIBP)	-	26087-47-8	-		-	-
197	第一種	デカプロモジフェニルエーテル	-	1163-19-5	-		-	-
198	第一種	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.13.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	-	100-97-0	-		-	-
199	第一種	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	-	1897-45-6	-		-	-
200	第一種	テトラクロロエチレン	23	127-18-4	75			-
201	第一種	テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC-112)	-	-	-		-	-
202	第一種	テトラヒドロメチル無水フタル酸	-	11070-44-3	96		-	-
203	第一種	テトラフルオロエチレン	63	116-14-3	-			-
		テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	-	137-26-8	-			-
205	第一種	テレフタル酸	-	100-21-0	-			-
206	第一種	テレフタル酸ジメチル	-	120-61-6	- /// ////		-	-
207	第一種	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	-	<u> </u>	(有、粉)		-	-
208	第一種	トリクロロアセトアルデヒド	-	75-87-6	-		-	-
209	第一種	1,1,1-トリクロロエタン	67	71-55-6	78			-
210	第一種	1,1,2-トリクロロエタン	-	79-00-5	-		-	-
211	第一種	トリクロロエチレン	11	79-01-6	79			-
212	第一種	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	-	108-77-0	-		-	-
		トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)	-	70.00.0	-		-	-
214	第一種	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	-	76-06-2	-			
215	第一種	2,2,2-トリクロロ-1,1-ピス(4-クロロフェル)エタノール(別名ケルセン又はジ コホル)	-	115-32-2	-		-	-
		(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	-	55335-06-3	-		-	-
217	第一種	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	-	75-69-4	-			-
218	第一種	1,3,5-トリス (2,3-エポキシブロピル) -1,3,5-トリアジン-2,4,6 (1H,3H,5H) -トリオン	-	2451-62-9	-			ı
219	第一種	2,4,6-トリニトロトルエン	-	118-96-7	-			-
220	第一種	 	-	1582-09-8	-		-	-
221	第一種	2,4,6-トリプロモフェノール	-	118-79-6	-		-	-
		トリプロモメタン(別名プロモホルム)	-	75-25-2	-			-
223	第一種	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	-	3452-97-9	-		-	-
224	第一種	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	108-67-8	-		-	-
225	第一種	0-トルイジン	-	95-53-4	82			-
226	第一種	p-トルイジン	-	106-49-0	82			-
227	第一種	トルエン	1	108-88-3	83			
		2,4-トルエンジアミン	-	95-80-7	55			-
		2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)	-	52570-16-8	-		-	-
		鉛及びその化合物	-	-	(有、粉)		-	-
		ニッケル	-	7440-02-0	86			-
232	特定	ニッケル化合物	-	-	(有、粉)			-

	区分	物質名	VOC該当	CAS番号	現指針該当	MSDSの義務付けの有無		
	区 万	初	V U C EX =1	CAO留写	現1年117日	PRTR法	労安法	毒劇法
233	第一種	ニトリロ三酢酸	-	139-13-9	-			-
		p-ニトロアニリン	-	100-01-6	87			-
235	第一種	ニトログリコール	-	628-96-6	-			-
236	第一種	ニトログリセリン	-	55-63-0	-			-
237	第一種	p-ニトロクロロベンゼン	-	100-00-5	(有、粉)			-
238	第一種	N-ニトロソジフェニルアミン	-	86-30-6	88		-	-
239	第一種	p-ニトロフェノール	-	100-02-7	-		-	-
240	第一種	ニトロペンゼン	-	98-95-3	90			
		二硫化炭素	-	75-15-0	91			
242	第一種	ノニルフェノール	-	25154-52-3	-		-	-
		パリウム及びその水溶性化合物	-	-	-		-	-
244	第一種	ピクリン酸	-	88-89-1	-			
245	第一種	2,4-ピス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	-	1014-70-6	-		-	-
246	第一種	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシン銅又は有機銅)	-	10380-28-6	-		-	-
247	第一種	3,6-ピス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	-	74115-24-5	-		-	-
248	第一種	ピス(ジチオりん酸)S,S -メチレン-O,O,O',O'-テトラエチル(別名エチオン)	-	563-12-2	-			
249	第一種	ビス(N.N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	-	137-30-4	1		-	-
	第一個	ピス(N,N-ジメチルジチオカルパミン酸)N,N -エチレンピス(チオカルパモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	-	64440-88-6	1		-	-
251	第一種	ピス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド	-	61789-80-8	-		-	-
252	特定	砒素及びその無機化合物	-	-	(有、粉)		-	-
253	第一種	ヒドラジン	-	302-01-2	-			
254	第一種	ヒドロキノン	-	123-31-9	-			-
		4-ピニル-1-シクロヘキセン	-	100-40-3	-			-
256	第一種	2-ピニルピリジン	-	100-69-6	-		-	-
	第一種		-	55179-31-2	-		-	-
		ピペラジン	-	110-85-0	-		-	-
		ピリジン	-	110-86-1	93			-
260	第一種	ピロカテコール(別名カテコール)	-	120-80-9	-			-
261	第一種	フェニルオキシラン	-	96-09-3	-			-
		0-フェニレンジアミン	-	95-54-5	94			-
		p-フェニレンジアミン	-	106-50-3	94			
264	第一種	m-フェニレンジアミン	-	108-45-2	94			-
		p-フェネチジン	-	156-43-4	-		-	-
266	第一種	フェノール	95	108-95-2	95			
267	第一種	3-フェノキシベンジル=3- (2,2-ジクロロビニル) -2,2-ジメチルシクロプロパン カルボキシラート(別名ペルメトリン)	-	52645-53-1	-		-	-
268	第一種	1,3-ブタジエン	73	106-99-0	100			-
		フタル酸ジ-n-オクチル	-	117-84-0	96		-	-
		フタル酸ジ-n-プチル	-	84-74-2	96			-
271	第一種	フタル酸ジ-n-ヘプチル	-	3648-21-3	96		-	-

	E					MSDS	の義務付け	か有無
	区分	物質名	VOC該当	CAS番号	現指針該当	PRTR法		毒劇法
272		フタル酸ピス(2-エチルヘキシル)	-	117-81-7	96			-
273	第一種	フタル酸n-プチル=ベンジル	-	85-68-7	96		-	-
274	第一種	2-tert-プチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名ププロフェジン)	-	69327-76-0	-			-
275	第一種	N-tert-プチル-N - (4-エチルベンゾイル) -3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テプフェノジド)	-	112410-23-8	-		-	-
276	第一種	N-[1-(N-n-ブチルカルパモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルパミン酸メ チル(別名ベノミル)	-	17804-35-2	-			-
277	第一種	プスリー(D) なてん (4 5.マナ な マリ チョコー (キャンコー (キャンプロピチナ	-	122008-85-9	-		-	-
278	第一種	tert-ブチル=4- ({[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミ ノオキシ}メチル)ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	-	134098-61-6	-		-	
279	第一種	2- (4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別	-	2312-35-8	-		-	-
280	第一種	ロフロハルーッドスはBFFS) 2-tert-プチル-5-(4-tert-プチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノ ン(別名ピリダベン)	-	96489-71-3	-		-	
	<i>></i> 17 17월	N- (4-tert-ブチルベンジル) -4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	-	119168-77-3	-		-	
282	第一種	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	-	95-31-8	-		-	-
202	略 	ス〜ル・シェル・パスの・シ液件作	-	-	97		-	-
284	第一種	N,N - プロピレンピス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロピネ ブ)	-	12071-83-9	-		-	-
285	第一種	プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	-	353-59-3	-		1	-
286	第一種	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	-	75-63-8	-			-
		2-プロモプロパン	-	75-26-3	-			-
288	第一種	プロモメタン(別名臭化メチル)	78	74-83-9	-			
289	第一種	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンプタスズ)	-	13356-08-6	-		-	-
290	第一種	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名 クロレンド酸)	-	115-28-6	-			-
291	第一種	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ペン ゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はペンゾエピン)	-	115-29-7	-			
292	第一種		-	124-09-4	-			-
293		ヘキサメチレン=ジイソシアネート	-	822-06-0	-			
294	特定	ベリリウム及びその化合物	-	-	(有、粉)		-	-
295	特定	ペンジリジン=トリクロリド	-	98-07-7	105			-
296	第一種	ペンジリデン=ジクロリド	-	98-87-3	-			-
297	第一種	ペンジル=クロリド(別名塩化ペンジル)	-	100-44-7	27		-	-
		ペンズアルデビド	-	100-52-7	-			-
299		ペンゼン	50	71-43-2	(有、粉)			-
300		1,2,4-ペンゼントリカルボン酸1,2-無水物	-	552-30-7	-			-
		2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセット)	-	73250-68-7	-		-	-

	区分	物質名	VOC該当	CAS番号	現指針該当	MSDS	の義務付け	の有無
			VUC IN E	CAO留写	現11回 該日	PRTR法	労安法	毒劇法
		ペンタクロロニトロペンゼン(別名キントゼン又はPCNB)	-	82-68-8	-			-
		ペンタクロロフェノール	-	87-86-5	-			
304	第一種	ほう素及びその化合物	-	-	106		-	-
305	第一種	ホスゲン	-	75-44-5	(有)			
306	第一種	ポリ塩化ピフェニル(別名PCB)	-	1336-36-3	-			-
307	第一種	あていもの及びての形白物に限る。)	-	-	-		-	-
	第一種	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	-	9036-19-5	-		-	-
309	第一種	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	-	9016-45-9	-		-	-
		ホルムアルデヒド	99	50-00-0	(有、粉)			
		マンガン及びその化合物	-	-	(有、粉)		•	-
		無水フタル酸	-	85-44-9	-			-
313	第一種	無水マレイン酸	-	108-31-6	-			-
314	第一種	メタクリル酸	-	79-41-4	107			
		メタクリル酸2-エチルヘキシル	-	688-84-6	108		•	-
		メタクリル酸2,3-エポキシプロビル	-	106-91-2	108		•	-
		メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	-	105-16-8	108		•	-
		メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	-	2867-47-2	108		-	-
319	第一種	メタクリル酸n-プチル	-	97-88-1	108		-	-
320	第一種	メタクリル酸メチル	72	80-62-6	108			-
321	第一種	メタクリロニトリル	-	126-98-7	-			-
322	第一種	(Z)-2 -メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	-	89269-64-7	-		1	-
323	第一種	N-メチルアニリン	-	100-61-8	(有、粉)			-
324	第一種	メチル=イソチオシアネート	-	556-61-6	-		-	
325	第一種	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルプ又はMIPC)	-	2631-40-5	-		-	
326	第一碼	N _ 头手 .カ . パミン酸?_ イソプロポキシフェニ . / 別 夕 プロポキフ . ▽ HPHC)	-	114-26-1	-			
327	第一種	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名 カルボフラン)	-	1563-66-2	-			-
328	第一種	N-メチルカルパミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名XMC)	-	2655-14-3	-		•	
329	第一種	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	-	63-25-2	-			
330	第一種	N-メチルカルパミン酸2-sec-プチルフェニル(別名フェノブカルプ又はBPMC)	-	3766-81-2	-			
331	第一種	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルパモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルポキシラート(別名ハロスルフロンメチル) 3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン(別名アミト	-	100784-20-1	-		-	-
332	ļ	ラズ)	-	33089-61-1	-		-	-
		N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	-	144-54-7	-		ı	
334	第一種	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	-	2439-01-2	-		-	
335	第一種	a-メチルスチレン	-	98-83-9	-			-
336	第一種	3-メチルピリジン	-	108-99-6	-		ı	-
337	第一種	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメピペレート)	-	61432-55-1	-		-	-

338 第一種 メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(別名m-トリレンジイソシアネート) - 26471-62-5 81 339 第一種 2-(1-メチルプロビル)-4,6-ジニトロフェノール - 88-85-7 - 340 第一種 4,4 -メチレンジアニリン - 101-77-9 54 341 第一種 メチレンピス(41-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート - 5124-30-1 - 5124-30-1	の義務付I 労安法 -	
338 第一種 メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(別名m-トリレンジイソシアネート) - 26471-62-5 81 339 第一種 2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール - 88-85-7 - 340 第一種 4,4 -メチレンジアニリン - 101-77-9 54 341 第一種 メチレンピス(41-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート - 5124-30-1 - 5124-30-1	-	-
339 第一種 2-(1-メチルプロビル)-4,6-ジニトロフェノール - 88-85-7 - 84 第一種 4,4 -メチレンジアニリン - 101-77-9 54 - 5124-30-1 - 5124-3	-	-
341 第一種 メチレンピス (41-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート - 5124-30-1		-
341 第一種 メチレンピス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート - 5124-30-1 -		
		-
342 第一種 N-(6-メトキシ-2-ビリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-プチルフェ - 88678-67-5 -	-	-
343 特定 9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ペンゾピラン-7-オン(別名メトキサレン) - 298-81-7 -	-	-
344 第一種 2-メトキシ-5-メチルアニリン - 120-71-8 -		-
345 第一種 メルカプト酢酸 - 68-11-1 - 68-11-1		-
346 第一種 モリプデン及びその化合物	-	-
347 第一種 りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル) ピニル=ジエチル(別名クロルフェン - 470-90-6 -	-	
348 第一種 りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル) ピニル=ジメチル(別名ジメチルピン - 2274-67-1 -	-	
【349 第一種 りん酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル (別名ナレド又はBRP) - 300-76-5 - 300-76		
350 第一種 りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP) - 62-73-7 - 62-73-7		
351 第一種 りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルパモイル)ピニル(別名モノク - 6923-22-4 -		
352 第一種 りん酸トリス (2-クロロエチル) - 115-96-8 -	-	-
353 第一種 りん酸トリス (ジメチルフェニル) - 25155-23-1 - 25155-23-1	-	-
354 第一種 りん酸トリ-n-ブチル - 126-73-8 123		_
355 府独自 臭素		
356 府独自 アントラセン 120-12-7 13 -	-	-
357 府独自 エチレングリコールモノブチルエーテル		-
358 府独自 カルパミン酸エチル(ウレタン) 51-79-6 31 -		-
359 府独自 蟻酸		
360 府独自 クロトンアルデヒド 4170-30-3 35 -		-
361 府独自 2-クロロ-1,3-プタジエン(クロロプレン) 126-99-8 39 -		
362 府独自 酢酸プチル 13 123-86-4 43 -		-
 363 府独自 三塩化リン		
364 府独自 シクロヘキサノン 52 108-94-1 50 -		-
365 府独自 シクロヘキサン 24 110-82-7 51 -		-
366 府独自 ジアニシジン - 119-90-4 52 -		-
【 367 府独自 4,4'-ジアミノジフェニルエーテル		-
368 府独自 1.5-ジニトロナフタリン - 65	-	-
369 府独自 1,8-ジニトロナフタリン - 862-38-0 65 -	-	-
370 府独自 2,4-ジメチルアニリン 95-68-1 68		-
371 府独自 N.N-ジメチルアニリン 121-69-7 69 -		-
372 府独自 チオセミカルパジド 79-19-6 73 -	-	
373 府独自 2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン(メラミン) - 108-78-1 76 -	-	-
374 府独自 トリエタノールアミン - 102-71-6 77 -		-
375 府独自 3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサン-1-オン(イソホロン) 51 78-59-1 80 -		-

区分	物質名	VOC該当	CAS番号	現指針該当	MSDS	の義務付け	か有無
		VUC該当		現	PRTR法	労安法	毒劇法
376 府独自	ナフタレン	96	91-20-3	84	-		-
377 府独自		-	134-32-7	85	-		-
378 府独自	0-ニトロトルエン		88-72-2	89	-		-
379 府独自	p-ニトロトルエン		99-08-1	89	-		-
	m-ニトロトルエン		99-99-0	89	-		-
	2-ヒドロキシナフタレン	-	135-19-3	92	-	-	
382 府独自	フルフリルアルコール		98-00-0	99	-		-
383 府独自	1-プタノール		71-36-3	101	-		-
384 府独自	2-プタノン	8	78-93-3	102	-		
385 府独自	ヘキサン	17	110-54-3	104	-		-
	メチルアルコール	6	67-56-1	109	-		
	メチルクロロメチルエーテル		107-30-2	110	-		-
388 府独自	4-メチル-2-ペンタノン	15	108-10-1	112	-		-
389 府独自	硫酸ジエチル		64-67-5	118	-		-
390 府独自	硫酸ジメチル		77-78-1	119	-		
	リン酸ジプチル		107-66-4	121	-		-
392 VOC	アセトン	14	67-64-1	7	-		-
	酢酸エチル	4	141-78-6	43	-		
394 VOC	酢酸プロピル	25	109-60-4	43	-	-	-
395 VOC	デカン	5	124-18-5	-	-	-	-
396 VOC	n-プタン	9	106-97-8	-	-		-
397 VOC	イソプタン	10	75-28-5	-	-		-
398 V O C	イソプロビルアルコール	12	67-30-1	-	-	-	-
	プチルセロソルブ	16	111-76-2	-	-		-
400 VOC	n-プタノール	18	78-92-2	-	-		-
401 VOC	n-ペンタン	19	109-66-0	-	-		-
402 VOC	cis-2-プテン	20	107-01-7	-	-	-	-
403 VOC	イソプタノール	21	78-83-1	-	-		-
404 V O C	プロピレングリコールモノメチルエーテル	22	107-98-2	-	-		-
405 VOC	trans-2-プテン	26	624-64-6	-	-	-	-
406 VOC	ウンデカン	28	1120-21-4	-	-	-	-
407 VOC	ノナン	29	111-84-2	-	-		-
408 V O C	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	30	108-65-6	-	-	-	-
409 VOC	2-メチルペンタン	31	107-83-5	-	-		-
410 VOC	2-メチル-2-プテン	33	513-35-9	-	-	-	-
	エチルシクロヘキサン	34	1678-91-7	-	-	-	-
412 VOC		35	119-64-2	-	-	-	-
413 VOC	メチルアミルケトン(2-ヘプタノン)	36	110-43-0	-	-		-
414 VOC	メチルn-プチルケトン	37	591-78-6	-	-		-
415 VOC	ペンジルアルコール	39	100-51-6	-	-	-	-
416 VOC	シクロペンタノン	40	120-92-3	-	-	-	-
417 VOC	2-メチル-1-プテン	41	563-46-2	-	-	-	-

	区厶	物質名	v о с ⇒ х ж	CAC来口	1日北公士	MSDS	の義務付け	か有無
	区分	物質名	VOC該当	CAS番号	現指針該当	PRTR法	労安法	毒劇法
418	VOC	n-ヘプタン	42	142-82-5	-	-		-
419	VOC	ピシクロヘキシル(1,1'-ピシクロヘキサン)	43	92-51-3	-	-	•	-
420		trans-2-ペンテン	45	646-04-8	-	-	•	-
421		cis-2-ペンテン	46	627-20-3	-	-	•	-
422	VOC	N-メチル-2-ピロリドン	48	872-50-4	-	-	•	-
423		エタノール	53	64-17-5	-	-		-
424		メチルシクロペンタン	54	96-37-7	-	-	•	-
425		3-メチルヘキサン	56	589-34-4	-	-		-
426		2,3-ジメチルプタン	57	79-29-8	-	-		-
427		2,2-ジメチルプタン	58	75-83-2	-	-		-
428		メチルシクロヘキサン	59	108-87-2	-	-		-
429		イソプロピルセロソルブ	60	109-59-1	-	-		-
430	VOC		65	98-82-8	-	-		-
431		テトラヒドロフラン	69	109-99-9	-	-		-
432		n-プロピルプロマイド	71	106-94-5	-	-	-	-
433	VOC	2,4-ジメチルペンタン	75	142-82-5	-	-		-
434		ジペンテン	79	7705-14-8	-	-	-	-
435		1-ヘプテン	80	592-76-7	-	-	-	-
436		ギ酸メチル	92	107-31-3	-	-		-
437		トリメチルアミン	93	121-44-8	-	-		-
438		3-メチルヘプタン	94	589-81-1	-	-		-
439		2-オクタノール		123-96-6	30	-	1	-
440	VOC			64-19-7	42	-		-
441		2-プロパノール		67-63-0	103	-	-	-
442	VOC	上記以外の揮発性有機化合物及び揮発性有機化合物の混合物		-	-	-	-	-

- 注) 1.「区分」の欄において、「第一種」、「特定」、「府独自」及び「VOC」はそれぞれ以下のとおりであることを示す。
 - 「第一種」: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律施行令(平成12年政令第138号)別表第1に掲げる第一種指定化学物質「特定」: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第4条第1号で特定第一種指定化学物質とされているもの(発がん性を有する化学物質等に該当)
 - 「府独自」: 大阪府化学物質適正管理指針(平成7年5月1日施行)別表に掲げられている管理物質の中から定めた化学物質
 - 「VOC」: 揮発性有機化合物に該当する化学物質(「第一種」、「特定」、「第二種」又は「府独自」に該当する化学物質は除〈。)
 - 2. 「VOC該当」の欄において、「数字」、「」及び「-」はそれぞれ以下のとおりであることを示す。
 - 「数字」: 環境省の示した『揮発性有機化合物(VOC)に該当する主な物質』の表に掲げられてる化学物質であり、数字は当該表の「順位」を表示
 - 「 」: 沸点(150 以上)又は蒸気圧(293.15Kで0.01KPa以下)に該当し、揮発性有機化合物に該当すると認められる化学物質(「府独自」及び「VOC」に該当する化学物質にのみ表示)
 - 「- 」:「数字」又は「 」に該当しない化学物質(揮発性有機化合物に該当しない化学物質であることは意味しない。)
 - 3.「CAS番号」の欄は、米国化学会の1部門であるCAS(Cemical Abstracts Service)が管理·運営する化学物質登録システムから付与された化学物質に固有の数値識別番号を表示している。なお、「 及びその化合物」等の単一の化学物質でないものについては、「-」で表示している。
 - 4. 「現指針該当」の欄はにおいて、「数字」、「」及び「-」はそれぞれ以下のとおりであることを示す。
 - 「数字」: 大阪府化学物質適正管理指針(平成7年5月1日施行)別表に掲げられてる管理物質。なお、数字は別表中での当該管理物質の番号を示す。
 - 「 」: 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成6年大阪府規則第81号)別表第1(有害物質に係る規制物質、(有)を付して表示)又は別表第2 「特定粉じんに係る規制物質、(粉)を付して表示)に該当する物質。
 - 「・」:「数字」又は「」に該当しない化学物質
 - 5.「MSDSの義務付けの有無」の欄は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律(平成11年法律第86号)(「化管法」と略記)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(「労安法」と略記)又は毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)(「毒劇法」と略記)の規定によるMSDSの義務付けの有無を示す。
 - 「」: MSDSの義務付け有
 - 「-」 MSDSの義務付け無

大阪府生活環境の保全等に関する条例において適正管理の対象とする化学物質(案)

2. 取扱量及び排出量・移動量の把握及び届出の対象外とする化学物質

	区分 物 質 名	VOC該当	CAS番号	現指針該当	MSDSの義務付けの有無		
		VUC該国	CA3留写	現 拍	PRTR法		毒劇法
1	第二種 アセトアミド	-	60-35-5	-			-
2	第二種 p-アニシジン	-	104-94-9	(有、粉)			-
3	第二種 2-アミノ-5-ニトロペンゾニトリル	-	17420-30-3	-		1	-
4	第二種 2-アミノビリジン	-	504-29-0	11			-
5	第二種 4-[(4-アミノフェニル)(4-イミノ-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン)メチル]-2-メチルペンゼンアミン塩酸塩(別名マゼンタ)	-	632-99-5	-			-
6	第二種 p-アミノフェノール	-	123-30-8	-		-	-
7	第二種 3 -アミノ-4 -メトキシアセトアニリド	-	6375-47-9	-		-	-
8	第二種 4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	-	93-15-2	-		-	-
9	第二種 インジウム及びその化合物	-	-	-		-	-
10	第二種 N-エチルアニリン	-	103-69-5	(有、粉)		-	-
11	第二種 2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名アメトリン)	-	834-12-8	-		-	-
12	第二種 O-エチル=O-2-(イソプロポキシカルボニル)フェニル=N-イソプロピルホスホルアミドチオアート(別名イソフェンホス)	-	25311-71-1	-		ı	
13	第二種 プレアミア・ファード (別名イッフェンホス) 第二種 ピタール)	-	50-06-6	-		ı	-
14	第二種 1,2-エポキシブタン	-	106-88-7	-			-
15	第二種 4-オキシラニル-1,2-エポキシシクロヘキサン	-	106-87-6	-			-
16	第二種 オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシシラン)	-	681-84-5	-			-
17	第二種 2,4-キシレノール	-	105-67-9	-		-	-
18	第二種 2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオノニトリル(別名シアナジン)	-	21725-46-2	-		-	-
19	│ _{第二種} 5-クロロ-N-{2-[4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフェノキシ]エチル} │ ^{第二種} -6-エチルピリミジン-4-アミン(別名ピリミジフェン)	-	105779-78-0	-		ı	
20	第二種 1-クロロナフタレン	-	90-13-1	-		-	-
21	第二種 O-6-クロロ-3-フェニル-4-ピリダジニル=S-n-オクチル=チオカルボナート (別名ピリデート)	-	55512-33-9	-		ı	-
22	第二種 p-クロロフェノール	-	106-48-9	-			-
23	第二種 2-クロロプロピオン酸	-	598-78-7	-			-
24	第二種 a-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2-ジクロロ-1-(4-エトキシフェニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名シクロプロトリン)	-	63935-38-6	-		-	-
25	第二種 (S)-a-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチル-cis-シクロプロパンカルボキシラート(別名a-シベルメトリン)	-	67375-30-8	-		-	-
26	第二種 1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル) 尿素(別名テフルベンズロン)	-	83121-18-0	-		1	-

1		区分	物質名	VOC該当	CAS番号	現指針該当	MSDS	の義務付け	の有無
### ### ### #########################					CAO留写	况相可該当	PRTR法	労安法	毒劇法
リモル)	27	第二種	2,2-ジクロロ-N- [2-ヒドロキシ-1- (ヒドロキシメチル) -2- (4-ニト ル)エチル]アセトアミド(別名クロラムフェニコール)	·ロフェニ -	56-75-7	-		ı	-
プール() (分・インアン)	28		II = II.\	-	60168-88-9	-		-	-
第二種 シナトリウム=4・アミノ-3・[4 ・(24・ジアミノフェールアゾ)・1・1・ピフェニ 1937-37-7	29	第二種	2-(2,4-ジクロロフェニル) -1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル) - ノール(別名ヘキサコナゾール)	2-ヘキサ -	79983-71-4	-		-	-
31 第二種 エニルアゾ)-1.1 - ピフェニル-4-イルアゾン - 6459-94-5 -	30	第二種	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4 -(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1 - ル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジ ト(別名CIダイレクトブラック38)	「スルホナー - 	1937-37-7	-		-	-
32 第一種 アジン・2-イルアミノハベナゼンスルボナート) (別名CJアルオレスセンド260) -	31	第二種	ェニルアゾ}-1,1 -ピフェニル-4-イルアゾ)-7-ヒドロキシ-1,3-ナ スルホナート(別名CIアシッドレッド114)	・フタレンジ -	6459-94-5	-			-
2.4・ジニトロ-6・オクチルフェニルとクロトナート及び2.6・ジニトロ・4・オクチルフェニルとクロトナートの混合物(オクチル基が1・メチルヘブチル基、1・エチルヘキシル基又は1・ブロピルペンチル基であるものの混合物に限る。)(別名 第二種 4.6・ジニトロ・0・クレグール - 534・52・1 - 99・65・0 - 99・	32	第二種	アジン-2-イルアミノ)ペンゼンスルホナート1(別名CIフルオレス	セント260)	16090-02-1	-		-	-
第二種 4,6-ジニトロ-o-クレゾール -	33	第二種	2,4-ジニトロ-6-オクチルフェニル=クロトナート及び2,6-ジニトロ- フェニル=クロトナートの混合物(オクチル基が1-メチルヘプチル ルヘキシル基又は1-プロピルベンチル基であるものの混合物に	·4-オクチル 基、1-エチ	-	-		-	-
36 第二種 23-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H) - ピリミジノン(別名プロピルチオウラシル) - 51-52-5 - <t< td=""><td></td><td></td><td>4,6-ジニトロ-0-クレゾール</td><td>-</td><td>534-52-1</td><td>-</td><td></td><td></td><td>-</td></t<>			4,6-ジニトロ-0-クレゾール	-	534-52-1	-			-
37 第二種 ジビールペンゼン - 1321-74-0	35	第二種	m-ジニトロペンゼン	-	99-65-0	-			-
第二種 5,5・ジフェニル-2,4・イミダゾリジンジオン	36		43 JJJJ	プロピルチ	51-52-5	-		-	-
39 第二種 1,4-ジプロモブタン				-	1321-74-0	-			-
40 第二種 1,3-ジプロモプロパン - 109-64-8				-		-		ı	-
41 第二種 ジベンジルエーテル - 103-50-4				-		-		-	-
42 第二種 2,3-ジメチルアニリン - 87-59-2 - - 43 第二種 1,1-ジメチルヒドラジン - 57-14-7 - - 44 第二種 タリウム及びその水溶性化合物 - - - - - - 45 第二種 チオアセトアミド - 62-55-5 - - - - 46 第二種 鉄カルボニル - 13463-40-6 - - - - 47 第二種 1,1,2,2-テトラクロロエタン - - 79-34-5 - - - 48 第二種 グリリズス(5-アミノ-4-ヒドロキシ・2,7-ナフタレンジスルホナート) (別名CIダイレクトブル-15) - 2429-74-5 - - - 49 第二種 カナルオロ-1-プロペニル) -2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名 テフルトリン) - 79538-32-2 - - - 50 第二種 テルル及びその化合物 (水素化テルルを除く) - - - - - -	40	第二種	1,3-ジプロモプロパン	-		-		ı	-
43 第二種 「1,1-ジメチルヒドラジン	41	第二種	ジベンジルエーテル	-	103-50-4	-		1	-
44 第二種 タリウム及びその水溶性化合物 -				-	87-59-2	-			-
45 第二種 チオアセトアミド - 62-55-5	43	第二種	1,1-ジメチルヒドラジン	-	57-14-7	-			
46 第二種 鉄カルボニル - 13463-40-6				-	-	-		-	-
46 第二種 鉄カルボニル - 13463-40-6				-		-		-	-
# 第二種 プトラナトリウム=3,3 -[(3,3 -ジメトキシ-4,4 -ピフェニリレン)ピス(ア グ)]ピス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート)(別名CIダイレクトブル-15) 第二種 2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロベニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 第二種 テルル及びその化合物(水素化テルルを除く)				-		-		-	-
48 第二種 ゾ) ピス(5-アミノ-4-ビドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート) (別名CIダーレクトブル-15) 2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフ ルオロ-1-プロベニル) -2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名 テフルトリン) 第二種 テルル及びその化合物(水素化テルルを除く)			1,1,2,2-テトラクロロエタン		79-34-5	-			-
49 第二種 ルオロ-1-プロペニル) -2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名 テフルトリン) - 79538-32-2	48	第二種	ゾ)]ピス(5-アミノ-4-ビドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート) イレクトブル-15)	(別名CIダ -	2429-74-5	-			-
	49		ルオロ-1-プロペニル) -2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシ: テフルトリン)	3,3-トリフ ラート(別名 -	79538-32-2	-		-	
				-	-	-		-	-
	51			-	545-06-2	-		-	-

	区分	物	質 :	 名	VOC該当	C A S 番号	現指針該当	MSDS	の義務付け	か有無
	ъ В	120	X	1	VUC該目	CA3留亏	現拍虾該ヨ	PRTR法		毒劇法
52	第二種	ナトリウム=3-(N-{4-[(4-{ジメチルア スルホナトフェニル)メチル]アミノ}フェ エン-1-イリデン}-N-エチルアンモニオ ッドパイオレット49)	ニル)メチレン]-2,5-	シクロヘキサジ	-	1694-09-3	-			-
53	第二種	ナトリウム=1,1 -ピフェニル-2-オラート	`		-	132-27-4	-		-	-
		二硝酸プロピレン			-	6423-43-4	-			-
55	第二種	m-ニトロアニリン			-	99-09-2	87		-	-
56	第二種	5 -[N,N-ピス(2-アセチルオキシエチ) ロフェニルアゾ)-4 -メトキシアセトアコ	ル)アミノ]-2 -(2-ブ :リド	ロモ-4,6-ジニト	-	3618-72-2	-		-	-
57		ピフェニル			-	92-52-4	-			-
		フェナントレン			-	85-01-8	-		-	-
		p-(フェニルアゾ)アニリン			-	60-09-3	-			-
60	第二種	フタル酸ジイソプチル			-	84-69-5	96		-	-
61	第二種	1-tert-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル 名ジアフェンチウロン)	-4-フェノキシフェニノ	レ)チオ尿素(別	-	80060-09-9	-		-	
		tert-プチル=ヒドロペルオキシド			-	75-91-2	-		1	-
63	第二種	1,3-プロパンスルトン			-	1120-71-4	-			-
64	第二種	N-プロビル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフ: ルボキサミド(別名プロクロラズ)	ェノキシ)エチル]イミ	ダゾール-1-カ	-	67747-09-5	-		-	-
65	第二種	2-プロピン-1-オール			-	107-19-7	-			_
66	矛 —俚	2-(4-プロモジフルオロメトキシフェニルンジルエーテル(別名ハルフェンプロッ	レ)-2-メチルプロピル クス)	/=3-フェノキシベ	-	111872-58-3	-		-	
67		p-プロモフェノール			-	106-41-2	-		•	-
		3-プロモ-1-プロペン(別名臭化アリル			-	106-95-6	-		1	-
69	第二種	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=	プロミド		-	57-09-0	-		-	-
		ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-ト	リアジン(別名シクロ	ナイト)	-	121-82-4	-			-
71		ペンゾチアゾール			-	95-16-9	-		-	-
72	第二種	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニ	ウム		-	3825-26-1	-			-
73	第二種	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニ チル]ベンゾアート(別名ピリミノバック)	[ルオキシ)-6-[1-(; メチル)	メトキシイミノ) エ	-	136191-64-5	-		-	-
74	第二種	メチルヒドラジン			-	60-34-4	111			-
75	第二種	2-メチル-1,1 -ピフェニル-3-イルメチ <i>,</i> オロ-1-プロペニル) -2,2-ジメチルシク ェントリン)	ル=(Z)-3-(2-クロロ ロプロパンカルポキ:	-3,3,3-トリフル シラート(別名ピフ	-	82657-04-3	-		-	
76	第二種	メチル=3-(4-メトキシ-6-メチル-1,3,5- ファモイル)-2-テノアート(別名チフェン	/スルフロンメチル)	ルバモイルスル	-	79277-27-3	-		-	-
77	第二種	4,4 -メチレンピス(N,N-ジメチルアニリ	ン)		-	101-61-1	-		-	-
78	第二種	メチレンピス(4,1-フェニレン)=ジイソシ	アネート		-	101-68-8	-			-
79	第二種	4,4 -メチレンピス(2-メチルシクロヘキ			-	6864-37-5	-		-	-
80	第二種	りん酸(Z)-2-クロロ-1-(2,4,5-トリクロ トラクロルピンホス又はCVMP)	ロフェニル) ピニル=	ジメチル(別名テ	-	22248-79-9	-		-	-
81	第二種	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)			-	78-42-2	-		ı	-

	区分	物質名	VOC該当	CAS番号	現指針該当		の義務付け	か有無
	区方	初	VUC該目	CAO留写	况相可該当	PRTR法	労安法	毒劇法
82		塩化水素	-	7647-01-0	(有),25	-		
83	府独自		-	7782-50-5	(有)	-		
84		アンモニア	-	7664-41-7	14	-		
85		塩化アンモニウム	-	12125-02-9	24	-		-
86		塩化パラフィン	-	63449-39-8	26	-	-	-
87		五塩化リン	-	10026-13-8	41	-		
88	府独自		-	7697-37-2	74	-		
89	府独自	一酸化二窒素	-	10024-97-2	74	-		-
90	府独自	五酸化二窒素	-	10102-03-1	74	-	-	-
91	府独自	一酸化窒素	-	10102-43-9	74	-		-
92		二酸化窒素	-	10102-44-0	74	-		-
93		四酸化二窒素	-	10544-72-6	74	-	-	-
94	府独自	三酸化二窒素	-	10544-73-7	74	-	1	-
	府独自	フッ素	-	7782-41-4	98	-		-
96	府独自	硫化水素	-	7783-06-4	116	-		-
97	府独自		-	7664-93-9	117	-		
98	府独自		-	7664-38-2	120	-		-
99	府独自	リン酸トリクレジル	-	1330-78-5	122	-	-	-

注) 1. 「区分」の欄において、「第二種」及び「府独自」はそれぞれ以下のとおりであることを示す。

「第二種」: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律施行令(平成12年政令第138号)別表第2に掲げる第二種指定化学物質「府独自」: 大阪府化学物質適正管理指針(平成7年5月1日施行)別表に掲げられている管理物質の中から定めた化学物質

2.「VOC該当」の欄において、「数字」、「」及び「-」はそれぞれ以下のとおりであることを示す。

「数字」: 環境省の示した『揮発性有機化合物(VOC)に該当する主な物質』の表に掲げられてる化学物質であり、数字は当該表の「順位」を表示

「」: 沸点(150 以上)又は蒸気圧(293.15Kで0.01KPa以下)に該当し、揮発性有機化合物に該当すると認められる化学物質(「府独自」及び「VOC」に該当する化学物質にのみ表示)

「‐」:「数字」又は「 」に該当しない化学物質(揮発性有機化合物に該当しない化学物質であることは意味しない。)

- 3. 「CAS番号」の欄は、米国化学会の1部門であるCAS(Cemical Abstracts Service)が管理・運営する化学物質登録システムから付与された化学物質に固有の数値識別番号を表示している。なお、「 及びその化合物」等の単一の化学物質でないものについては、「-」で表示している。
- 4. 「現指針該当」の欄はにおいて、「数字」、「」及び「-」はそれぞれ以下のとおりであることを示す。

「数字」 大阪府化学物質適正管理指針(平成7年5月1日施行)別表に掲げられてる管理物質。なお、数字は別表中での当該管理物質の番号を示す。

- 「 」: 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成6年大阪府規則第81号)別表第1(有害物質に係る規制物質、(有)を付して表示)又は別表第2 (特定粉じんに係る規制物質、(粉)を付して表示)に該当する物質。
- 「-」:「数字」又は「」に該当しない化学物質
- 5. 「MSDSの義務付けの有無」の欄は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律(平成11年法律第86号)(「化管法」と略記)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(「労安法」と略記)又は毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)(「毒劇法」と略記)の規定によるMSDSの義務付けの有無を示す。

「 」: MSDSの義務付け有「- 」 MSDSの義務付け無